

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長代行 島 倉 秀 市

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱等の改正について
(周知依頼)

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金等に関する制定等について関係者への周知について、国土交通省自動車局長および観光庁より別紙のとおり通達がありました。

昨年と同様に『ノンステップバス、リフト付きバス等の車両』、『全国ICカードシステムやバスロケーションシステム等のITシステム』、『案内標識やデジタルサイネージ等の多言語化』などの導入整備が補助対象となっております。

また、観光庁からは『トイレの洋式化及び機能向上』について、バスターミナル等のトイレ洋式化改造にむけて積極的に活用してほしいとの要請も受けておりますので、あわせてお伝えいたします。

つきましては、貴協会において、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

【主な送付資料】

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金概要
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱・要領
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱・要領（新旧対照表）
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金申請様式
- ・その他関連資料（概要資料等）

問い合わせ先

国土交通省 自動車局旅客課

古賀・村上

電話：

観光庁 外客受入参事官室

原田・山崎

電話：

公益社団法人日本バス協会

業務部 佐藤・田知花

電話：



国総支第61号の3
国総物第101号の3
国自旅第378号の3
観参第266号の3
平成29年3月15日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

物流審議官



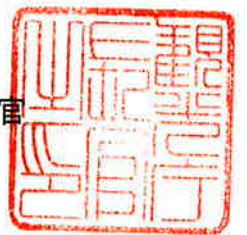
総合政策局長



自動車局長



観光庁長官



訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに貴協会傘下事業者
者に周知されたい。



国総支第62号の3
国総物第102号の3
国自旅第377号の3
観参第267号の3
平成29年3月15日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

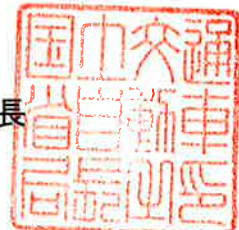
物流審議官



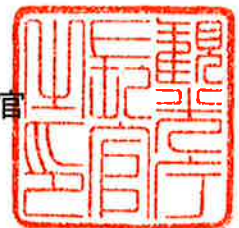
総合政策局長



自動車局長



観光庁長官



訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに貴協会傘下事業者
者に周知されたい。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日 観観産第690号

平成28年4月11日 国総支第2号

国鉄都第6号－1

国鉄事第9号

国自旅第5号

国海内第2号

観観産第1号

観参第6号

平成28年6月10日 国総支第23号

国総物第16号

国鉄総第50号

国鉄都第36号

国鉄事第70号

国自旅第49号

国海内第27号

国港産第26号

国空不企第34号

国空事第1087号

観参第49号

平成28年11月28日 国総支第43号

国総物第64号

国鉄総第184号

国鉄都第73号

国鉄事第198号

国自旅第208号

国海内第106号

国港総第302号

国空不企第126号

国空事第4463号

観参第186号

平成29年3月15日 国総支第61号

国総物第101号

国鉄総第296号

国鉄都第 1 3 2 号
国鉄事第 3 1 9 号
国自旅第 3 7 8 号
国海内第 1 7 3 号
国港総第 4 9 1 号
国空ネ企第 1 6 9 号
国空事第 7 2 5 2 号
国空環第 7 8 号
観参第 2 6 6 号

目次

第 1 編 共通事項（第 1 条－第 3 条）

第 2 編 宿泊施設インバウンド対応支援事業（第 4 条－第 2 4 条）

第 3 編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第 1 節 総則（第 2 5 条）

第 2 節 交通サービス利便向上促進等事業 （第 2 6 条－第 5 1 条）

第 3 節 交通サービス調査事業（第 5 2 条－第 7 5 条）

第 4 編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 （第 7 6 条－第 9 3 条）

第 1 編 共通事項

第 1 条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、訪日外国人旅行者数 4, 0 0 0 万人、6, 0 0 0 万人の実

現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

- 一 複数の宿泊事業者（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が共同して、当該宿泊事業者の訪日外国人の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数の向上を図る事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が、全国津々浦々で、安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備に取り組むことにより、地方での消費拡大を図る事業（以下「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」という。）

（定義）

第３条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。

二 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。

三 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業

ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

四 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

ハ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第 19 条の 6 の 2 に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第 20 条第 2 項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）

及び同法第 21 条第 1 項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による本邦航空運送事業者

第2編 宿泊施設インバウンド対応支援事業

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）とする。

（補助要件）

第5条 宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が補助を受けるためには、宿泊事業者等団体が構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）を策定し、当該計画について国土交通大臣（以下「大臣」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画においては、様式第1－1により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先

二 宿泊事業者等団体の構成員の名称、住所、事業内容、代表者の氏名及びその連絡先

三 構成員宿泊事業者の宿泊施設の稼働の現状とその分析

四 構成員宿泊事業者（補助を受けようとする者に限る。以下同じ。）全体の宿泊施設の平均客室稼働率（以下「全体稼働率」という。）と構成員宿泊事業者の宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計（以下「合計外客宿泊者数」という。）の現状及び目標

五 前号の目標を達成するために宿泊事業者等団体が行う事業（以下「団体事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに団体事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第4号の目標を達成するために各構成員宿泊事業者が行う事業（以下「個別事業」という。）の具体的な内容及びその実施時期並びに個別事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 団体事業又は個別事業の実施により第4号の目標達成が見込まれる理由

八 訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき団体事業又は個別事業を行うこと並びに本要綱に基づく大臣への報告及び当該報告に係る大臣による公表についての構成員の同意

3 宿泊事業者等団体の構成員は五の構成員宿泊事業者以上でなければならない。

4 大臣は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、宿泊施設の稼働率及び訪日外国

人の宿泊者数を向上させる効果が特に高いと認められる訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に対して認定を行い、様式第 1－2 による計画認定通知書により宿泊事業者等団体に通知するものとし、当該認定を行った訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（以下「認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）については、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

- 一 宿泊事業者等団体を構成する宿泊事業者数の数が多いこと
- 二 第 2 項第 4 号の目標が同号の現状に比して高い目標であること
- 三 団体事業又は個別事業の実施に必要な資金の調達方法において、本補助金以外の資金の占める割合が高いこと
- 四 第 2 項第 7 号の目標達成が見込まれる理由が合理的であること

5 大臣は、前項の認定を行うにあたっては、有識者委員会の意見を聴くものとする。

6 第 4 項の認定を受けた宿泊事業者等団体（以下「認定宿泊事業者等団体」という。）は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を変更しようとするときは、大臣の認定を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

7 大臣は、認定宿泊事業者等団体又はその構成員宿泊事業者が、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画（前項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に従って、事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（交付の対象）

第 6 条 大臣は、認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者が行う事業（以下この編において「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費は別表 1 に掲げるものに限る。

（認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況の報告）

第 7 条 宿泊事業者等団体は、補助対象事業の完了時期から二年の間、一年毎に認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の実施状況について、様式第 1－3 により、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

- 一 宿泊事業者等団体の名称、住所、代表者の氏名及びその連絡先
- 二 目標とそれに対する実績値の推移
- 三 認定訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき宿泊事業者等団体又は構成

員宿泊事業者が実施した事業の具体的内容及び実施時期並びにこれらの事業を実施するために要した資金の額

四 目標を達成した理由（達成できなかった場合はその理由）その他事業評価に関する事項及び当該事業評価を踏まえた次の一年間における事業の改善策

- 2 大臣は、前項の報告書の提出を受けた時は、当該報告書に関する有識者委員会の意見を付した上で、すみやかに国土交通省のホームページにおいて当該報告書を公表するものとする。
- 3 構成員宿泊事業者は、補助対象事業の完了時期から二年の間、毎月、様式第1－4により、当該月における自らの宿泊施設の稼働率（以下「個別稼働率」という。）及び訪日外国人の宿泊者数（以下「個別外客宿泊者数」という。）を大臣に報告するものとする。

（補助金交付申請）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1－5による補助金交付申請書を大臣へ提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、様式第1－6により課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定及び通知）

第9条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第1－7による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 大臣は申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、すみやかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

（補助対象事業の計画変更の申請）

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ様式第 1－8 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第 11 条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 1－9 による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第 12 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、様式第 1－10 による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止等）

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 1－11 による補助対象事業の中止申請書又は様式第 1－12 による廃止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、すみやかに様式第 1－13 により、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第 1－14 による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

（実績報告）

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の

廃止の承認があった日から３０日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１－１５による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第１６条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１－１６による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１７条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１－１７による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還命令）

第１８条 大臣は、次の各号に掲げる場合には第９条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２ 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３ 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

４ 第２項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第 1－18 をすみやかに提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（取得財産等の管理等）

第 20 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第 22 条第 1 項及び同条第 2 項に規定するものについて、様式第 1－19 による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

（財産の帰属等）

第 21 条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

（財産の処分の制限）

第 22 条 補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して大臣が補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 1－20 により大臣の承認を得なければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたと

きは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（書類の保存義務）

第 23 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（提出部数等）

第 24 条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

2 この要綱（第 2 編に限る。）に定める申請書その他の書類は、第 4 条に規定する宿泊事業者等団体を通じて提出するものとする。

第3編 交通サービスインバウンド対応支援事業

第1節 総則

（事業実施計画の策定）

第25条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地方ブロックにおけるインバウンド観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題
- 二 地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等
- 三 地方ブロックにおいて推進する観光施策
- 四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業
- 五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

- 一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること

二 実施しようとする事業が合理的であること

4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第2節 交通サービス利便向上促進等事業

第1款 交通サービス利便向上促進事業

（補助対象事業等）

第26条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本款における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事

業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 2 に定めるものとする。

（補助金の額）

第 27 条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第 28 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 2-1 による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

2 LRT プロジェクト実施要綱（平成 18 年 4 月 12 日）に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画（以下「LRT 整備計画」という。）に基づき実施される LRT システムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該 LRT 整備計画の写しを申請書に添付するものとする。

3 次に掲げる事業（LRT システム又は BRT システムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び活性化法第 27 条の 2 第 1 項に規定する地域公共交通再編実施計画（活性化法第 27 条の 3 の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「再編計画」という。）に基づいて実施される事業 再編計画

二 形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業 再編計画及び都市交通戦略

三 形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第 8 条第 1 項に掲げる計画であって、活性化法第 9 条第 3 項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第 13 条第 1 項に掲げる計画であって、活性化法第 14 条第 3 項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。） 再編計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

(交付の決定及び通知)

第29条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第30条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表2に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第31条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第2-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第32条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第33条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、すみやかに様式第2-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第34条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第2-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第2-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第35条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第2-9により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第36条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第2-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第37条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第38条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第39条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第40条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第41条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第42条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第2-1-1による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（事業評価の実施）

第43条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末まで）にそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。

第44条 交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評

価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第45条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末まで）に、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

（補助対象事業等）

第46条 大臣は、補助対象経費について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本款における補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする。
- 3 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。
- 4 本款における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）とする。
 - 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
 - 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社
 - 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（交付の対象等）

第47条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備等に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が

出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第49条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない、かつ、様式第2-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

(補助金の額)

第48条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第49条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第2-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第50条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 様式第2-1別紙2に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第2-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第51条 第29条及び第31条から第45条までの規定は、第46条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第43条から第45条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）」とあるのは「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」と読み替えるものとする。

第3節 交通サービス調査事業

第1款 調査事業

（補助対象事業者）

第52条 本款における補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下この節において「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村とする。

2 前項の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局等
- 四 その他訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスの実状、その利用促進の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（交付の対象等）

第53条 大臣は、訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この款において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表3のとおりとする。

（補助金交付申請）

第54条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第3-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第55条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3-2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第56条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第 57 条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 3－4 による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 58 条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第 59 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 3－5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 60 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 3－6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 61 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 3 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 3－7 による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 62 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 3－8 による補助金支払請求書を提出しなければならない。

（事業の中止等）

第63条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第64条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（補助金の整理）

第65条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第66条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第67条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第68条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第69条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはな

らない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第3-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(事業評価の実施)

第70条 調査事業による支援を受けた事業については、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

第71条 調査事業については、自己評価等を基に地方運輸局等が二次評価を行うこととする。

- 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。
- 3 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第72条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

第2款 利用促進事業

(補助対象事業者)

第73条 本款における補助対象事業者は、協議会又は都道府県若しくは市区町村とする。

(交付の対象等)

第 7 4 条 大臣は、利用促進事業及び利用促進の効果等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表 3 のとおりとする。

(準用規定)

第 7 5 条 第 5 2 条第 2 項及び第 5 4 条から第 7 2 条までの規定は、本款において準用する。この場合において、第 5 4 条中「様式第 3－1」とあるのは「様式第 3－9」と、第 7 0 条及び第 7 1 条中「調査事業」とあるのは「利用促進事業」と読み替えるものとする。

第4編 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

（補助対象事業等）

第76条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

（補助金の額）

第77条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第78条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第79条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第80条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第 8 1 条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第 4－5 による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 8 2 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第 8 3 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 4－6 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 3 月 1 0 日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第 2 四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 4 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 4－7 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度 4 月 3 0 日までに様式第 4－8 による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 8 5 条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 4－9 により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 8 6 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 4－1 0 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第 8 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第 8 8 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 8 9 条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 9 0 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 9 1 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 9 2 条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 4-11 による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させる

こととする。

(準用規定)

第 93 条 第 25 条及び第 43 条から第 45 条までの規定は、第 76 条第 1 項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第 25 条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、同条第 2 項第 2 号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み等」と、第 43 条から第 45 条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。

附 則（観観産第690号）

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成29年度予算から施行する。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領

平成28年4月11日	国総支第3号 国鉄都第6号－2 国鉄事第10号 国自旅第6号 国海内第3号 観観産第2号 観参第7号
平成28年6月10日	国総支第24号 国総物第17号 国鉄総第49号 国鉄都第37号 国鉄事第71号 国自旅第48号 国海内第28号 国港産第27号 国空不企第33号 国空事第1088号 観参第50号
平成28年11月28日	国総支第44号 国総物第65号 国鉄総第185号 国鉄都第74号 国鉄事第199号 国自旅第209号 国海内第108号 国港総第303号 国空不企第123号 国空事第4464号 観参第187号
平成29年3月15日	国総支第62号 国総物第102号 国鉄総第297号 国鉄都第133号 国鉄事第320号 国自旅第377号 国海内第172号

国港総第492号
国空ネ企第170号
国空事第7253号
国空環第79号
観参第267号

この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成29年3月15日国総支第61号、国総物第101号、国鉄総第296号、国鉄都第132号、国鉄事第319号、国自旅第378号、国海内第173号、国港総第491号、国空ネ企第169号、国空事第7252号、国空環第78号、観参第266号。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

II. 交通サービスインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

②全ての種目に共通する事項

（観光施策との調和について）

本事業は、訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援すること

を目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1) 複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数（平均6日～7日）に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」
 - 2) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」
 - 3) 地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の地域資源を磨き上げ、魅力あふれる観光地域づくりを進めるため、単一の市区町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品の造成や名産品開発などを支援する「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」
- 等の施策との調和を図る必要がある。

（多言語表記について）

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成25年6月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成25年6月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。）を参考とする。

2. 交通サービス利便向上促進事業（Ⅱ. 3. に定める事項を除く。）について

①全ての種目に共通する事項

（交通系ＩＣカード）

サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

（無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備）

本事業の対象となる無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））を対象とする。このうち鉄軌道車両、バス・タクシー車両、航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線ＬＡＮ環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan.Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、１）による認証方式、２）及び３）の認証方式併用（※１）を導入することとする。（※２）

１）ＳＭＳ（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

２）ＳＮＳアカウントを利用した認証方式

３）利用していることの確認を含めたメール認証方式（※３）

（※１）利用者が２）又は３）の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※２）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線ＬＡＮの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や２）又は３）の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※３）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

（案内標識、可変式情報表示装置、ホームページの多言語表記（予約システムを提供するものに限る）等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化）

- １）案内標識とは誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）の多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。
- ２）可変式情報表示装置とは、ＬＥＤ、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

- ３）ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）とは補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

- ４）案内放送の多言語化とは多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

- ５）その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等を想定している。

（企画乗車船券の造成等）

補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の

構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。

なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第25条の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について十分な議論を行うことが望ましい。

企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。

企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。

②種目ごとの事項

（鉄道）

1）補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

2）ITシステム等の高度化関係

交通サービス利便性向上のため、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入

する場合は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行い、駅においては駅名等を多言語化することが望ましい。車両内における多言語での情報提供は車両内放送設備によることもできる。

鉄道における「ロケーションシステム」とはGPS等を用いて列車の位置情報を収集し、駅の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン（携帯電話やタブレット端末を含む）、パソコンに運行情報を提供するシステムのことを言い、その導入については多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して取得する場合、当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、ロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

（自動車）

1）補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

2）公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備関係

公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線の起終点であるバス停のいずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。

なお、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するために設置された場合も含むものとする。

イ 観光周遊

公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線が、以下、a～dのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。

さらに、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。

なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

3) ITシステム等の高度化関係

交通系ICカード（バスに係るものに限る。以下この項同じ。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化については、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、交通系ICカード（全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用を補助対象経費とする。

また、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する際は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

バスロケーションシステムについては、ロケーションに係る情報を多言語化して情報提供するものに限る。

なお、当該情報がインターネットのみで提供される場合にあっては、外国人旅行者が当該情報を容易に得ることができるように、ロケーション情報が提供される路線のうち、少なくともターミナルや主要バス停において、無料公衆無線LAN環境の整備を促進すること。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停留所に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

なお、サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費についても補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

（海事）

交通サービス利便性向上のため、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。船内における多言語での情報提供は船内放送設備によることもできる。

また、船内座席の個室寝台化等については既存船に限り、大型手荷物スペースの設置を含

み、風呂・トイレ施設の設置は除く。

加えて、船舶に対する無料公衆無線LAN環境の整備と船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。

3. 交通サービス利便向上促進事業（うち移動等円滑化、LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入に要する経費関係）について

①全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等の整備においては「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」又は「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」を参考とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

②種目ごとの事項

（鉄道）

- 1) 鉄軌道駅における段差の解消（エレベーター又はスロープ等）、転落防止設備（ホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロック）の整備及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

また、ホームドア又は可動式ホーム柵については禁止・注意を促す多言語表記をすることが望ましい。

2) LRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するa～dのいずれかの地域とする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地

域

- b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記 a～c に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

イ 交付要綱別表 2（注） 4. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該 L R T システムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する地域公共交通再編実施計画（同法第 27 条の 3 の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号。以下「活性化法施行規則」という。）第 33 条第 1 号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該 L R T システム

の整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第 9 条の 2 各

号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記

要件を充足することが必要である。

（自動車）

交付要綱別表 2 に定めるバス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、以下のとおりとする。

1) バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ A B S 装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記ア～エの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

2) 一般乗合旅客自動車運送事業者のバス車両の導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊の対象範囲について

ノンステップバス、リフト付バスの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊

に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は交通サービス利便向上促進事業における公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備の場合と同様とする。

3) ノンステップバス又はリフト付バス車両は、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

4) ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類の取扱い

ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記ア～オの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

5) ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について

ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

空港（2. ②（自動車）2）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー

イ 観光周遊

以下、a～dのいずれかの地域内において、観光地（2. ②（自動車）2）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するユニバーサルデザインタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

6) インバウンド対応の多様化について

主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、ユニバーサルデザインタクシーを導入・改造する際は、当該車両にクレジットカード決済機器を搭載することが望ましい。

また、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応

に向けた検討を行うことも考慮する。

- 7) バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

8) BRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、2. ②（自動車）2）イに規定するa～dいずれかの地域とする。

イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下、ウにおいて「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

ウ 交付要綱別表2（注）4. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

交付要綱別表2に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。

1) 補助対象超小型モビリティ

補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。

2) 超小型モビリティ導入補助対象者要件

a 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るた

めの運行実施体制が確保されている場所を用意できること。

- b 補助対象事業の成果を得るため、適切な事業管理能力を有すること。
- c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

3) 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について

超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限るとしているがその範囲は以下のとおりとする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記 a～c に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

(海事)

旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

1) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

2) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

3) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

(航空)

航空旅客ターミナル施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

1) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

2) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

3) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、航空旅客ターミナル施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

4. インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業（第3編第2節第2款）について

案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが特に望ましい。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。

ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第50条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

5. 交通サービス調査事業について

①協議会について

交付要綱第52条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式

にこだわることなく、既存の協議会の場に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、公共交通であって観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査や、自家用バス、貸切バス等の利用促進に係る事業は補助対象としない。

また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

③調査事業

1) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス（二次交通対策に係るものに限る。）に関する調査が補助対象となる。

2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

3) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

なお、本事業で補助対象となる実証調査は乗合バス等の実証運行のみであり、公衆無線LAN環境の整備等、その他のサービスに係る実証調査については補助対象としない。

④利用促進事業

1) 利用促進に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するもの限り、イベント開催費用を含まない。）

（注）上記ア～エいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2）利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
事業の効果検証のための調査に要する経費

（注）協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業（過年度に実施したものを含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。）の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

⑤事業規模と補助額について

1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第56条第2項（第75条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全てを取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2) 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

Ⅲ. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する

事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第80条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第4-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

2. 観光拠点情報・交流施設

①基本的な考え方

主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。

②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

- 1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）
- 2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して観光サービスを提供する交流の場。（訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。）

（対象外の施設）

- ・ 訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設
- ・ 観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対する観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨になじまない施設（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの）
- ・ 地元物産等の販売を主目的とする施設

③立地要件

訪日外国人旅行者数を２０２０年に４，０００万人、２０３０年に６，０００万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・ カテゴリーⅡ以上のＪＮＴＯ認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 観光地魅力創造事業の認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は２０２０年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は２０２０年までの策定を目指す地域等）
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム２０２０」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

④補助対象経費

１）観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、観光拠点情報・交流施設の整備・改修に附随して行う洋式便所の整備等）に要する経費

２）観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費

※土地の取得に要する費用は対象外

※明確な観光拠点情報・交流施設の機能向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

⑤無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に関する経費

本事業の対象となる無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線ＬＡＮ機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。))で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線ＬＡＮ環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、１）による認証方式、２）及び３）の認証方式併用（※１）を導入することとする。（※２）

１）SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

２）SNSアカウントを利用した認証方式

３）利用していることの確認を含めたメール認証方式（※３）

（※１）利用者が２）又は３）の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※２）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や２）又は３）の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※３）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

３．観光案内所

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成２８年６月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅡ以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

①外国人観光案内所に要する経費

１）整備・改良に伴う費用

カテゴリーⅡ以上に認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を整備又は規模を拡張する等、必要な施設の整備及び施設の改良に伴う費用である。

２）その他

観光案内所の整備・改良に附随するもの。

②案内標識、デジタルサイネージに要する経費

1) 案内標識

合理的なルートから訪れる外国人旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置する看板であり、観光案内所の整備・改良に附随して整備するもの。

2) デジタルサイネージ

案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報を発信し、観光案内所の整備・改良に附随して整備するもの。

③無料公衆無線LAN環境の整備に関する経費

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。))で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

④スタッフ研修

多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト

ト作成費、研修参加費、研修委託料。

⑤ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

⑥案内放送の多言語化

⑦タブレット

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレットであること。

⑧その他

4. 公衆トイレの洋式化及び機能向上

①基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定される無料の公衆トイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。

②立地要件（地域）

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 観光地魅力創造事業の認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市

- ・その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

③立地要件（地域内）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、上記②の地域内の、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の公衆トイレ）

- ・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ
- ・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ
- ・公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

④補助対象経費

1）基本整備項目

- ・和式トイレの洋式化
- ・洋式トイレの増設
- ・洋式トイレの旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）

2）追加整備項目

※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り補助対象とする。

- ・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・室内外照明LED化
- ・室内冷暖房の設置

- ・ 内壁・外壁の改修（躯体工事は除く。）
- ・ 窓の交換
- ・ 入口ドアの設置・交換
- ・ ピクトサインの設置や英語表記
- ・ その他

3) 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外。

また、公衆トイレの新築、周囲の改修（周囲の舗装、アプローチのバリアフリー化、観光案内看板の設置・交換、浄化槽の設置）、建替や増改築等の躯体工事、多目的トイレ自体の設置等は対象としない。

5. 手荷物

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」（平成29年1月制定）に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、手ぶら観光カウンターの明確な機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能の向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

①案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費

1) 案内標識

合理的なルートから訪れる旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的に設置する看板であること。

2) デジタルサイネージ

カウンター又はカウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信をするもの。

3) ホームページ

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

4) 案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であること。

5) その他

②手荷物集荷場・受渡場の整備・機能強化に要する経費（人件費は除く。）

1) 開設費用・改修費用

新たに手ぶら観光カウンターを開設する、又は機能を向上させるための工事費用であり、手ぶら観光サービスの提供に直接用いられる施設に係るものであること。

2) 設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物を一時保管のために使用する設備であること。

3) その他

IV. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告する。

②二次評価

1) 実施対象

交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業のうち移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要

に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の４月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

ただし、交付要綱別表５に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の２月末までに報告する。

２．その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成２８年度予算から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年６月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年１１月２８日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年度予算から施行する。

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	伊賀線	伊賀上野～伊賀神戸
	養老線	池野～揖斐
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋

南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

調査等様式（日本工業規格 A 列 4 番）

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付決定変更届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係
る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

記

1. 事業の種別

2. 変更事項及びその内容

3. 変更する理由

4. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類

5. その他参考となる書類

(案の1)

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (平成29年 月 日改正)

改 正 案	現 行	備 考
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱	
平成28年2月29日 観観産第690号	平成28年2月29日 観観産第690号	
平成28年4月11日 国総支第2号	平成28年4月11日 国総支第2号	
国鉄都第6号－1	国鉄都第6号－1	
国鉄事第9号	国鉄事第9号	
国自旅第5号	国自旅第5号	
国海内第2号	国海内第2号	
観観産第1号	観観産第1号	
観参第6号	観参第6号	
平成28年6月10日 国総支第23号	平成28年6月10日 国総支第23号	
国総物第16号	国総物第16号	
国鉄総第50号	国鉄総第50号	
国鉄都第36号	国鉄都第36号	
国鉄事第70号	国鉄事第70号	
国自旅第49号	国自旅第49号	
国海内第27号	国海内第27号	
国港産第26号	国港産第26号	
国空不企第34号	国空不企第34号	
国空事第1087号	国空事第1087号	
観参第49号	観参第49号	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
平成28年11月28日 国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号 <u>平成29年3月15日 国総支第61号</u> <u>国総物第101号</u> <u>国鉄総第296号</u> <u>国鉄都第132号</u> <u>国鉄事第319号</u> <u>国自旅第378号</u> <u>国海内第173号</u> <u>国港総第491号</u> <u>国空ネ企第169号</u> <u>国空事第7252号</u> <u>国空環第78号</u> <u>観参第266号</u>	平成28年11月28日 国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
(目的) 第2条 この補助金は、<u>訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、</u>以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。 一～三 (略)	(目的) 第2条 この補助金は、<u>訪日外国人旅行者の急増により発生している課題を解決するため、</u>以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。 一～三 (略)	
(事業実施計画の策定) 第25条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局、地方航空局、沖縄総合事務局、<u>関係省庁地方支分部局、都道府県及び</u>関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「<u>観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。	(事業実施計画の策定) 第25条 交通サービスインバウンド対応支援事業の実施に当たっては、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、地方航空局、北海道開発局、沖縄総合事務局<u>及び</u>都道府県、関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「<u>地方ブロック別連絡会</u>」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。	
(補助金交付申請) 第28条 (略) <u>2 LRTプロジェクト実施要綱（平成18年4月12日）に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画（以下「LRT整備計画」という。）に基づき実施されるLRTシステムの整備に要する経費に係る事業である場合については、当該LRT整備計画の写しを申請書に添付</u>	(補助金交付申請) 第28条 (略) <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>するものとする。</u> <u>3 次に掲げる事業（L R Tシステム又はB R Tシステムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付するものとする。</u> <u>一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び活性化法第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。以下「再編計画」という。）に基づいて実施される事業 再編計画</u> <u>二 形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業 再編計画及び都市交通戦略</u> <u>三 形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第8条第1項に掲げる計画であって、活性化法第9条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第13条第1項に掲げる計画であって、活性化法第14条第3項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。） 再編計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画</u>	<u>（新設）</u>	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
(事業評価の実施) 第43条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末まで）にそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。	(事業評価の実施) 第43条 交通サービス利便向上促進事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度<u>の1月</u>末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末まで）にそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告する。	
第44条 （略） 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び<u>観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 3 （略）	第44条 （略） 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び<u>地方ブロック別連絡会</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 3 （略）	
第45条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度<u>の翌年度の4月</u>末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業（<u>移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。</u>）については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末まで）に、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。	第45条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の<u>2月</u>末まで（交通サービス利便向上促進事業のうち、別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末まで）に、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
(事業評価の実施) 第70条 調査事業による支援を受けた事業については、<u>自己評価</u>を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。	(事業評価の実施) 第70条 調査事業による支援を受けた事業については、<u>補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）</u>を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度<u>の1月</u>末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。	
第71条 (略) 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び<u>観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 3 (略)	第71条 (略) 2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び<u>地方ブロック別連絡会</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 3 (略)	
第72条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の<u>翌年度の4</u>月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。	第72条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の<u>2</u>月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。	
(準用規定) 第93条 第25条及び第43条から第45条までの規定は、第76条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第25条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、<u>同条第2項第2号の「地方ブロックにおけるインバウンド観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「地方ブロックにお</u>	(準用規定) 第93条 第25条及び第43条から第45条までの規定は、第76条第1項の補助対象事業を行う場合において準用する。この場合において、第25条中「交通サービスインバウンド対応支援事業」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と、第43条から第45条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
<u>けるインバウンド観光の見込み等」と、第43条から第45条中「交通サービス利便向上促進事業」又は「交通サービス利便向上促進事業（移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。</u>	係る事業を除く。）」とあるのは「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」と読み替えるものとする。	
<u>附 則</u> <u>この要綱の改正は、平成29年度予算から施行する。</u>		

(案の1)

別表1（第6条第2項関連） 宿泊施設インバウンド対応支援事業（補助対象経費等）	
補助対象経費	・館内共用部のW i - F i 整備 ・館内共用部のトイレの洋式化 ・自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・館内共用部のテレビの国際放送設備の整備 ・館内共用部の案内表示の多言語化 ・館内共用部の段差解消 ・オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・クレジットカード決済端末の整備 ・ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）
補助率	1／3
補助金の額	(略)
補助金の額の確定	(略)
備考	(略)

別表2（第26条第2項関連） 交通サービス利便向上促進事業（補助対象事業者等）			
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	(略)	(略)	1／3
	鉄軌道事業者	・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム	

別表1（第6条第2項関連） 宿泊施設インバウンド対応支援事業（補助対象経費等）	
補助対象経費	・館内及び客室内のW i - F i 整備 ・館内及び客室内のトイレの洋式化 ・自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 ・館内及び客室内の案内表示の多言語化 ・客室の和洋室化 ・オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・クレジットカード決済端末の整備・ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）
補助率	1／2
補助金の額	(略)
補助金の額の確定	(略)
備考	(略)

別表2（第26条第2項関連） 交通サービス利便向上促進事業（補助対象事業者等）			
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	(略)	(略)	1／3
	鉄軌道事業者	・交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム	

(案の1)

		等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。)、転落防止設備の整備(周辺に観光地や宿泊施設等が存在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックに限る。)及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))			等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター又はスロープに限る(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報のピクトグラムによる表記に加え、多言語による表記を行うことが望ましい。))等)に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(転落防止設備の整備(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅、空港駅、空港乗換駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵に限る。)等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))		
		・LRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると	1/3 2/5(※) 1/2(※)		(新設)	(新設)	

(案の1)

		<u>認められる地域に限る。)</u> <u>に要する経費(低床式車両</u> <u>の導入、停留施設整備、制</u> <u>振軌道整備、変電所整備、</u> <u>車庫整備、相互直通運転化</u> <u>施設整備等に要する経費</u> <u>のうち本工事費(資産の購</u> <u>入を含む。)、附帯工事費</u> <u>及び補償費)</u>						
自動車	(略)	(略)	1 / 3	自動車	(略)	(略)	1 / 3	
	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗じて得た額のいずれか少ない額、超小型モビリティの導入に伴う電気自動車用充電設備導入に要する工事費については10 / 10又は別途定める上限額のいずれか少ない額)	一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造(一般乗合旅客自動車運送事業に係るものにあつてはノンステップバス及びリフト付バスは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに、ユニバーサルデザインタクシーは定額運賃で空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)		(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗じて得た額のいずれか少ない額)	
	<u>地方公共団体</u> <u>(地方自治法</u> <u>(昭和二十二</u> <u>年法律第六</u> <u>十七号)第一</u> <u>条の三に定</u> <u>めるもの</u> <u>うち、都道府</u> <u>県、市町村又</u> <u>は特別</u>	・超小型モビリティの導入に要する経費(超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。))に要する経費のうち車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工		(新設)	(新設)			

(案の1)

	<u>区をいう。）、民間事業者（法人格を有するもの）、協議会（地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。）及びこれらの者に車両を貸与する者</u>	<u>事費）</u>					
	<u>一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</u>	<u>・バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		
	<u>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者</u>	<u>・BRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器等に要する経費）</u>	<u>1／3</u> <u>2／5（※）</u> <u>1／2（※）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
海事	国内一般旅客定	・無料公衆無線LAN環境の	1／3	海事	国内一般旅客定期航路事業を営	・無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費	1／3

(案の1)

	期航路事業を営む者、国内不定期航路事業を営む者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者及び国内一般旅客定期航路事業を営む者を構成員に含む団体	整備に要する経費 ・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費 ・船内座席の個室寝台化等に要する経費 ・交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムの導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）			む者、国内不定期航路事業を営む者、これらの者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者及び国内一般旅客定期航路事業を営む者を構成員に含む団体	・案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費 ・船内座席の個室寝台化に要する経費 ・交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステムの導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）		
	<u>国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者</u>	<u>・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
航空	（略）	（略）	1 / 3	航空	（略）	（略）	1 / 3	
	<u>本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者</u>	<u>・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>		

(案の1)

		<u>事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要 する経費に限る。))</u>	
企 画 乗 車 券	公共交通事業者 (ただし、東日 本旅客鉄道株式 会社、東海旅客 鉄道株式会社及 び西日本旅客鉄 道株式会社は除 く。大手民鉄及 び大手民鉄に準 ずる大都市周辺 の民鉄事業者に あっては、地方 部の路線に限 る。特定本邦航 空運送事業者は 除く。)、公共交 通事業者で構成 される団体等	・企画乗車船券発行等に要す る経費(低廉な運賃の設定に 伴う減収分の補填について は含まない。)(ただし、対 象路線等の距離の合計のう ち、東日本旅客鉄道株式会 社、東海旅客鉄道株式会社 及び西日本旅客鉄道株式会 社並びに大手民鉄及び大手 民鉄に準ずる大都市周辺の 民鉄事業者(地方部の路線を 除く。)) <u>並びに特定本邦航空運 送事業者の対象路線等</u> の距 離が占める割合が50%未 満の場合に限り、 <u>かつ</u> 、日 本政府観光局のホームページ、 ポスター等により、多言語で の情報提供を行うものに限 る。)	1 / 3

(注)

1～3 (略)

4. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右
欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
<u>形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業</u>	<u>2 / 5</u>
<u>形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の 双方に基づいて実施される事業</u>	<u>1 / 2</u>
<u>形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運 送高度化実施計画に基づいて実施される事業</u>	<u>1 / 2</u>

5～7 (略)

8. 「超小型モビリティ」とは、コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の
足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車をいう。

企 画 乗 車 券	公共交通事業者 (ただし、東日 本旅客鉄道株式 会社、東海旅客 鉄道株式会社及 び西日本旅客鉄 道株式会社は除 く。大手民鉄及 び大手民鉄に準 ずる大都市周辺 の民鉄事業者に あっては、地方 部の路線に限 る。特定本邦航 空運送事業者は 除く。)、公共交 通事業者で構成 される団体等	・企画乗車船券発行等に要す る経費(低廉な運賃の設定に 伴う減収分の補填について は含まない。)(ただし、対象 路線等の距離の合計のうち、 東日本旅客鉄道株式会社、東 海旅客鉄道株式会社及び西 日本旅客鉄道株式会社並び に大手民鉄及び大手民鉄に 準ずる大都市周辺の民鉄事 業者(地方部の路線を除く。) の対象路線の距離が占める 割合が50%未満の場合に限 り、日本政府観光局のホーム ページ、ポスター等により、 多言語での情報提供を行う ものに限る。)	1 / 3

(注)

1～3 (略)

(新設)

4～6 (略)

(新設)

7・8 (略)

(案の1)

9・10 (略)

別表3 (第53条第2項・第74条第2項関連)

交通サービス調査事業 (補助対象経費等)

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1) 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業 (二次交通対策に係るものに限る。)・調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	<u>1/2</u> (上限額 <u>1,000</u> 万円)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注)

1・2 (略)

別表4 (第76条第2項関連)

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光拠点情報・交流施設	地方公共団体 (港務局を含む。)、民間事業者 (公共交通事業者 (ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。))、航空旅客ターミナル施設 (ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際	・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する観光拠点情報・交流施設 (主要な観光地等における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した交流機会 (体験・学習等) の提供を目的とした施設。以下この表において同じ。) の整備・改良 (施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、洋式便所の整備等) に要する経費 ・観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線LAN環境の整備、ホー	<u>1/3</u>

別表3 (第53条第2項・第74条第2項関連)

交通サービス調査事業 (補助対象経費等)

	補助対象経費	補助率
調査事業	(1) 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業 (二次交通対策に係るものに限る。)・調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	<u>10/10</u> (上限額 <u>2,000</u> 万円)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注)

1・2 (略)

別表4 (第76条第2項関連)

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (補助対象事業者等)

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(案の1)

	空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費 ・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。					
観光案内所	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等	・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。）の整備・改良に要する経費 ・外国人観光案内所における無料公衆無線LAN環境の整備、スタッフ研修（人件費は除く。）、案内標識、デジタルサイネージ、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費	1／3	観光案内・地域情報発信	民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、地方公共団体（港務局を含む。）、協議会等であつて、日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるもの	・外国人観光案内所（日本政府観光局がカテゴリーⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。）の整備、災害対応のための設備、研修に要する経費（人件費は除く。） ・案内所における無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費 ・案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（補助対象事業者が災害対応時以外の場合のみ観光協会に限る。）の多言語表記等、案内放送の多言語化に要する経費	1／3
公衆トイレの整備・改良	地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあ	・訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として国が選定した地域の市区町村に立地する外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費 ・国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。	1／3	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(案の1)

	っては、<u>地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。</u>を含む。）、<u>航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等</u>	<u>に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。</u>					
手荷物	<u>地方公共団体（港務局を含む。）、民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設（ただし、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く。）を設置し、又は管理する者及び協議会等</u>	・手荷物集荷場・受渡場（<u>国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下この表において同じ。</u>）の整備・機能強化（人件費は除く。）に要する経費 ・<u>手荷物集荷場・受渡場における案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費</u>	1 / 3	手荷物	民間事業者（公共交通事業者（ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は除く。大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては、地方部の路線に限る。特定本邦航空運送事業者は除く。）を含む。）、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、<u>地方公共団体（港務局を含む。）、協議会等であつて国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした又は認定する見込みがあるものに限る</u>	・案内標識、<u>可変式情報表示装置</u>、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費 ・手荷物集荷場・受渡場の整備・機能強化（人件費は除く。）に要する経費	1 / 3
(注) 1～4 (略) <u>5. 「公衆トイレ」とは広く無料で提供されているトイレをいう。</u>							
(注) 1～4 (略) <u>(新設)</u>							

(案の1)

別表5（第43条関連）

事業評価の実施時期の特例対象（補助対象経費等）

補助対象事業の種別			補助対象経費
交通サービス 利便向上促進等事業	交通サービス 利便向上促進 事業	鉄道	・交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。）を行うものに限る。）の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・<u>鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）、転落防止設備の整備（周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロックに限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</u> ・<u>ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費）</u>

別表5（第43条関連）

事業評価の実施時期の特例対象（補助対象経費等）

補助対象事業の種別			補助対象経費
交通サービス 利便向上促進等事業	交通サービス 利便向上促進 事業	鉄道	・交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語又はピクトグラムによる表記（以下「多言語表記等」という。）を行うものに限る。）の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・<u>鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター又はスロープに限る（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報のピクトグラムによる表記に加え、多言語による表記を行うことが望ましい。））等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</u> ・<u>鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（転落防止設備の整備（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅、空港駅、空港乗換駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵に限る。）等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</u> <u>（新設）</u>
		自動車	・公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）に係る車載

(案の1)

		自動車	・ 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費 ・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、パスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（ノンステップバス及びリフト付バス）及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費） ・ <u>超小型モビリティの導入に要する経費（超小型モビリティの導入（観光周遊に使用するものに限る。）に要する経費のうち車両本体、車載機器類、電気自動車用充電設備の価格及び電気自動車用充電設備設置工事費）</u> ・ <u>バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</u> ・ <u>BRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器等に要する経費）</u>				器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。）に要する経費 ・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム、パスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ＩＴシステム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等） ・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造（一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの（<u>にあっては</u>ノンステップバス及びリフト付バスは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに、<u>ユニバーサルデザインタクシーは定額運賃で空港アクセス又は観光周遊に使用するもの</u>に限る。）に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	
		海事	・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なもの			海事	・ 交通系ＩＣカード（全国相互利用可能なもの	

(案の1)

			限る。)の利用を可能とするシステムの導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) ・<u>旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費</u> <u>(段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</u>			限る。)の利用を可能とするシステムの導入その他ITシステム等の高度化に要する経費(システム開発費、設備整備費等) <u>(新設)</u>	
		航空	・<u>航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費</u> <u>(段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等に限る。))及び多機能便所の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</u>		(新設)	(新設)	
	(略)	(略)		(略)	(略)		

(案の1)

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領 新旧対照表 (平成29年 月 日改正)

改 正 案	現 行	備 考
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領	
平成28年4月11日 国総支第3号 国鉄都第6号－2 国鉄事第10号 国自旅第6号 国海内第3号 観観産第2号 観参第7号 平成28年6月10日 国総支第24号 国総物第17号 国鉄総第49号 国鉄都第37号 国鉄事第71号 国自旅第48号 国海内第28号 国港産第27号 国空不企第33号 国空事第1088号 観参第50号 平成28年11月28日	平成28年4月11日 国総支第3号 国鉄都第6号－2 国鉄事第10号 国自旅第6号 国海内第3号 観観産第2号 観参第7号 平成28年6月10日 国総支第24号 国総物第17号 国鉄総第49号 国鉄都第37号 国鉄事第71号 国自旅第48号 国海内第28号 国港産第27号 国空不企第33号 国空事第1088号 観参第50号 平成28年11月28日	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
<u>国 総 支 第 4 4 号</u> <u>国 総 物 第 6 5 号</u> <u>国 鉄 総 第 1 8 5 号</u> <u>国 鉄 都 第 7 4 号</u> <u>国 鉄 事 第 1 9 9 号</u> <u>国 自 旅 第 2 0 9 号</u> <u>国 海 内 第 1 0 8 号</u> <u>国 港 総 第 3 0 3 号</u> <u>国 空 本 企 第 1 2 3 号</u> <u>国 空 事 第 4 4 6 4 号</u> <u>観 参 第 1 8 7 号</u> 平成29年3月15日 国 総 支 第 6 2 号 国 総 物 第 1 0 2 号 国 鉄 総 第 2 9 7 号 国 鉄 都 第 1 3 3 号 国 鉄 事 第 3 2 0 号 国 自 旅 第 3 7 7 号 国 海 内 第 1 7 2 号 国 港 総 第 4 9 2 号 国 空 本 企 第 1 7 0 号 国 空 事 第 7 2 5 3 号 国 空 環 第 7 9 号 観 参 第 2 6 7 号	<u>国 総 支 第 4 4 号</u> <u>国 総 物 第 6 5 号</u> <u>国 鉄 総 第 1 8 5 号</u> <u>国 鉄 都 第 7 4 号</u> <u>国 鉄 事 第 1 9 9 号</u> <u>国 自 旅 第 2 0 9 号</u> <u>国 海 内 第 1 0 8 号</u> <u>国 港 総 第 3 0 3 号</u> <u>国 空 本 企 第 1 2 3 号</u> <u>国 空 事 第 4 4 6 4 号</u> <u>観 参 第 1 8 7 号</u>	

改 正 案	現 行	備 考
この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（<u>平成29年3月15日国総支第61号、国総物第101号、国鉄総第296号、国鉄都第132号、国鉄事第319号、国自旅第378号、国海内第173号、国港総第491号、国空ネ企第169号、国空事第7252号、国空環第78号、観参第266号</u>。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。	この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（<u>平成28年11月28日国総支第43号、国総物第64号、国鉄総第184号、国鉄都第73号、国鉄事第198号、国自旅第208号、国海内第106号、国港総第302号、国空ネ企第126号、国空事第4463号、観参第186号</u>。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。	
I. 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上 (略)	I. 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上 (略)	
II. 交通サービスインバウンド対応支援事業 1. 共通事項について ①事業実施について 訪日外国人<u>旅行者</u>受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。 提出された要望を<u>基</u>に、地方運輸局等との調整を経て、<u>観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助	II. 交通サービスインバウンド対応支援事業 1. 共通事項について ①事業実施について 訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。 提出された要望を<u>元</u>に、地方運輸局等との調整を経て、<u>訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会</u>に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。 なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。 ②全ての種目に共通する事項 (観光施策との調和について) (略) 1) ～ 2) (略) 3) <u>地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の地域資源を磨き上げ、魅力あふれる観光地域づくりを進めるため、単一の市区町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品の造成や名産品開発などを支援する「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」</u> 等の施策との調和を図る必要がある。 2. 交通サービス利便向上促進事業 <u>(Ⅱ. 3. に定める事項を除く。)</u> について ①全ての種目に共通する事項 (略) (交通系ICカード) (略) (軽微な変更に係る取扱い) 交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大	金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。 なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。 ②全ての種目に共通する事項 (観光施策との調和について) (略) 1) ～ 2) (略) 3) <u>地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」</u> 等の施策との調和を図る必要がある。 2. 交通サービス利便向上促進事業 <u>(うち交通系ICカード、ロケーションシステム、公共車両優先システム関係)</u> について ①全ての種目に共通する事項 (略) (交通系ICカード) (略) (軽微な変更に係る取扱い) 交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大	

改 正 案	現 行	備考
臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。 ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更 (無料公衆無線LAN環境の整備) 本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))を対象とする。このうち鉄軌道車両、バス・タクシー車両、航空機へ設置する経費については補助対象外とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。 当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。 また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。 加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2) 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式	臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。 ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」、<u>「計画期間」</u>又は「費用総額」の内容の変更 (無料公衆無線LAN環境の整備) 本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))を対象とする。このうち鉄軌道車両、バス・タクシー車両、航空機へ設置する経費については補助対象外とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。 当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。 また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan. Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。 加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2) 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
2) SNSアカウントを利用した認証方式 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3) (※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。 (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース ・災害時における無料公衆無線LANの開放時 ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時 なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。 (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。 (案内標識、可変式情報表示装置、ホームページの多言語表記(予約システムを提供するものに限る)等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化)	2) SNSアカウントを利用した認証方式 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3) (※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。 (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース ・災害時における無料公衆無線LANの開放時 ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時 ・<u>(上記認証方式を満たしていない)既存の無料公衆無線LANへの追加整備時(平成28年度当初予算にかぎり適用可)</u> なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。 (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。 (案内標識、可変式情報表示装置、ホームページの多言語表記(予約システムを提供するものに限る)等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化)	

改 正 案	現 行	備 考
1) 案内標識とは誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）の多言語表記するものをいい、補助対象事業者の<u>公共サービスを提供する</u>施設管理区分を対象とする。 2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の<u>公共サービスを提供する</u>施設管理区分を対象とする。ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。 3) ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）とは補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト（新規開設<u>及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合</u>を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。	1) 案内標識とは誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）の多言語表記するものをいい、補助対象事業者の施設管理区分を対象とする。 2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の施設管理区分を対象とする。ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。 3) ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）とは補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト（新規開設を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約をできるものも含む。ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
4) (略) 5) その他想定としては、自動券売機画面や<u>切符</u>の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、<u>スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用(アプリケーション導入に伴う費用)</u>等を想定している。 (企画乗車船券の造成等) 補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。 補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。 補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。 企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第25条の<u>観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補	4) (略) 5) その他想定としては、自動券売機画面や<u>きっぷ</u>の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用等を想定している。 (企画乗車船券の造成等) 補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。 補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。 補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。 企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第25条の<u>地方ブロック毎に設置される会議</u>、広域観光周	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について十分な議論を行うことが望ましい。 企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。 企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。 なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。 ②種目ごとの事項 (鉄道) 1) ～ 2) (略) (自動車) 1) (略) 2) 公共車両優先システム (PTPS) に係る車載器の整	遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について十分な議論を行うことが望ましい。 企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。 企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。 なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。 ②種目ごとの事項 (鉄道) 1) ～ 2) (略) (自動車) 1) (略)	

改 正 案	現 行	備 考
備関係 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。 ア 空港アクセス 公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線の起終点<u>である</u>バス停<u>の</u>いずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。 <u>さらに</u>、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するために設置された場合も含むものとする。 イ 観光周遊 公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線が、以下、a～dのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。 <u>さらに</u>、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所	2) 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備関係 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。 ア 空港アクセス 公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線の起終点<u>の</u>バス停いずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第一、別表第二及び別表第三に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。 <u>なお</u>、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するために設置された場合も含むものとする。 イ 観光周遊 公共車両優先システム（PTPS）を使用する路線が、以下、a～dのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。 <u>なお</u>、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
在地在当該地域外の場合も対象とする。 <u>なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。</u> a (略) b <u>観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> c (略) d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域 <u>(削除)</u> 3) (略) (海事) 交通サービス利便性向上のため、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合は、訪日	道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。 a (略) b <u>観光圏整備実施計画（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条の規定に基づく計画）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> c (略) d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の<u>受け入れ</u>について<u>積極的、かつ</u>計画的な推進を実施していると認められる地域 <u>ウ 空港アクセス又は観光周遊路線に使用する頻度について</u> <u>公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備については、主として空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。</u> 3) (略) (海事) 交通サービス利便性向上のため、交通系ICカード	

改 正 案	現 行	備 考
外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。船内における多言語での情報提供は船内放送設備によることもできる。 また、船内座席の個室寝台化については既存船に限り、<u>大型手荷物スペースの設置を含み、風呂・トイレ施設の設置は除く。</u> 加えて、船舶に対する無料公衆無線LAN環境の整備と船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。 <u>(削除)</u> 3. 交通サービス利便向上促進事業（うち移動等円滑化、<u>LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入</u>に要する経費関係）について ①全ての種目に共通する事項 （略） <u>(軽微な変更に係る取扱い)</u> <u>交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。</u> <u>・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」</u>	の利用を可能とするシステムを導入する場合は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。船内における多言語での情報提供は船内放送設備によることもできる。 また、船内座席の個室寝台化については既存船に限り、風呂・トイレ施設の設置は除く。 加えて、船舶に対する無料公衆無線LAN環境の整備と船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。 <u>(港湾) 港湾における無料公衆無線LAN環境の整備、案内標識の多言語表記等については、概ね年間1万人以上の訪日外国人旅行者が利用することが見込まれる港湾において行われるものに限ることとする。</u> 3. 交通サービス利便向上促進事業（うち移動等円滑化に要する経費関係）について ①全ての種目に共通する事項 （略） <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備考
<u>又は「費用総額」の内容の変更</u> ②種目ごとの事項 (鉄道) <u>1) 鉄軌道駅における段差の解消（エレベーター又はスロープ等）、転落防止設備（ホームドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロック）の整備及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</u> <u>ア</u> 附帯工事費 （略） <u>イ</u> 補償費 （略） <u>ウ</u> 事務費 （略） <u>なお</u>、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。 <u>また</u>、ホームドア又は可動式ホーム柵については禁止・注意を促す多言語表記をすることが望ましい。 <u>2) LRTシステムの整備関係</u> <u>ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するa～dのいずれかの地域とする。</u> <u>a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> <u>b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u>	②種目ごとの事項 (鉄道) <u>段差の解消、転落防止設備の整備等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</u> <u>1) 附帯工事費 （略）</u> <u>2) 補償費 （略）</u> <u>3) 事務費 （略）</u> エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。 ホームドア又は可動式ホーム柵については禁止・注意を促す多言語表記をすることが望ましい。 <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> <u>d その他、上記 a ～ c に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域</u> <u>イ 交付要綱別表 2（注）4. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該 L R T システムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する地域公共交通再編実施計画（同法第 27 条の 3 の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号。以下「活性化法施行規則」という。）第 33 条第 1 号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該 L R T システムの整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第 9 条の 2 各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。</u> <u>なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。</u>	<u>（新設）</u>	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
(自動車) 1) ～ 4) (略) 5) ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。 ア 空港アクセス 空港(2. ②(自動車)2)アに規定する空港と同じ。)内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー イ 観光周遊 以下、a～dのいずれかの地域内において、観光地(2. ②(自動車)2)イに規定する観光地と同じ。)を周遊するユニバーサルデザインタクシー なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設(鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等)の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。 a (略) b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域	(自動車) 1) ～ 4) (略) 5) ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る<u>定額運賃</u>で空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、<u>定額運賃</u>で空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。 ア <u>定額運賃</u>で空港アクセス 空港(2. ②(自動車)2)アに規定する空港と同じ。)内のタクシー乗り場を発着地として<u>一定距離に応じた定額運賃</u>で運行するユニバーサルデザインタクシー イ <u>定額運賃</u>で観光周遊 以下、a～dのいずれかの地域内において、<u>定額運賃で複数の</u>観光地を周遊するユニバーサルデザインタクシー なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設(鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等)の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。 a (略) b 観光圏整備実施計画(<u>観光圏の整備による観光旅客</u>	

改 正 案	現 行	備考
c (略) d その他、上記 a～c に準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域 <u>(削除)</u> <u>6) インバウンド対応の多様化について</u> 主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、ユニバーサルデザインタクシーを導入・改造する際は、当該車両にクレジットカード決済機器を搭載することが望ましい。 また、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことも考慮する。 <u>7) バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消(エレベーター、スロープ等)及び多機能便所の設置等に要す</u>	<u>の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成 20 年法律第 39 号)第 8 条の規定に基づく計画)の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> c (略) d その他、上記 a～c に準じて、訪日外国人旅行者の<u>受け</u>入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域 <u>ウ 空港アクセス又は観光周遊路線に使用する頻度について</u> <u>ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、主として空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。</u> <u>(新設)</u> <u>なお、</u>主として訪日外国人に利用されることを目的として、ユニバーサルデザインタクシーを導入・改造する際は、当該車両にクレジットカード決済機器を搭載することが望ましい。また、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことも考慮する。 <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>る経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</u> <u>ア 附帯工事費</u> <u>バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。</u> <u>イ 補償費</u> <u>物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。</u> <u>ウ 事務費</u> <u>補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。</u> <u>なお、バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。</u> <u>8) BRTシステムの整備関係</u> <u>ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、2. ②（自動車）2）イに規定するa～dいずれかの地域とする。</u> <u>イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びそれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器及びバス車内の乗継情報提</u>	<u>（新設）</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>供システムの整備等（以下、ウにおいて「ＢＲＴシステム整備」という。）に要する費用とする。</u> <u>ウ 交付要綱別表２（注）４．に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該ＢＲＴシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該ＢＲＴシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。</u> <u>なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。</u> <u>交付要綱別表２に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。</u> <u>１）補助対象超小型モビリティ</u> <u>補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。</u> <u>２）超小型モビリティ導入補助対象者要件</u> <u>ａ 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>b 補助対象事業の成果を得るため、適切な事業管理能力を有すること。</u> <u>c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。</u> <u>3) 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について</u> <u>超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限るとしているがその範囲は以下のとおりとする。</u> <u>a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> <u>b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> <u>c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域</u> <u>d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域</u> <u>(海事)</u> <u>旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</u> <u>1) 附帯工事費</u>	<u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。</u> <u>2）補償費</u> <u>物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。</u> <u>3）事務費</u> <u>補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。</u> <u>なお、旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。</u> <u>（航空）</u> <u>航空旅客ターミナル施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。</u> <u>1）附帯工事費</u> <u>バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。</u> <u>2）補償費</u>	<u>（新設）</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。</u> <u>3) 事務費</u> <u>補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。</u> <u>なお、航空旅客ターミナル施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。</u> 4. インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業（第3編第2節第2款）について 案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。 また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが特に望ましい。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。 <u>なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。</u> ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走	4. インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業（第3編第2節第2款）について 案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが特に望ましい。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。<u>また、</u>車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。 <u>（軽微な変更に係る取扱い）</u> <u>交付要綱第50条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。</u> <u>・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更</u> 5. 交通サービス調査事業について ①協議会について （略） <u>②二次交通対策について</u> <u>交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、公共交通であって観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査や、自家用バス、貸切バス等の利用促進に係る事業は補助対象としない。</u> <u>また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。</u> <u>③調査事業</u>	ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。 <u>（新設）</u> 5. 交通サービス調査事業について ①協議会について （略） <u>（新設）</u>	

改 正 案	現 行	備 考
1) (略) 2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用 <u>当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。</u> また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。 3) 実証調査の取扱い 本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。 また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。 <u>なお、本事業で補助対象となる実証調査は乗合バス等の実証運行のみであり、公衆無線LAN環境の整備等、その他のサービスに係る実証調査については補助対象としない。</u>	<u>②調査事業</u> 1) (略) 2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用 <u>周知を行うことによる訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。継続的に実施する周知事業や、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。</u> また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。 3) 実証調査の取扱い 本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。 また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
④利用促進事業 1) ～ 2) (略) ⑤事業規模と補助額について <u>1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。</u> <u>また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。</u> ⑥補助対象事業の内容の警備な変更に係る取扱いについて 1) ～ 2) (略)	③利用促進事業 1) ～ 2) (略) ④事業規模と補助額について <u>事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。</u> <u>また、1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。</u> ⑤補助対象事業の内容の警備な変更に係る取扱いについて 1) ～ 2) (略)	
Ⅲ. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 1. 共通事項 ①事業実施について (略) 訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けた<u>インバウンド対応支援</u>事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。 提出された要望を<u>基</u>に、地方運輸局等との調整を経て、<u>観</u>	Ⅲ. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 1. 共通事項 ①事業実施について (略) 訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けた<u>環境整備</u>事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。 提出された要望を<u>元</u>に、地方運輸局等との調整を経て、<u>訪</u>	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
<u>光ビジョン推進地方ブロック戦略会議</u>に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。 ②軽微な変更に係る取扱い (略) <u>2. 観光拠点情報・交流施設</u> <u>①基本的な考え方</u> <u>主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。</u> <u>②機能面の要件</u> <u>以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。</u> <u>1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化</u>	<u>日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会</u>に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。 ②軽微な変更に係る取扱い (略) <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)</u> <u>2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して観光サービスを提供する交流の場。(訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。)</u> <u>(対象外の施設)</u> <u>・ 訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設</u> <u>・ 観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対する観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨になじまない施設(商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの)</u> <u>・ 地元物産品等の販売を主目的とする施設</u> <u>③立地要件</u> <u>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。</u> ・ <u>カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域</u> ・ <u>広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区</u> ・ <u>観光圏整備実施計画認定地域</u> ・ <u>観光地魅力創造事業の認定地域</u> ・ <u>「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）</u> ・ <u>「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域</u> ・ <u>観光立国ショーケース選定都市</u> ・ <u>東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市</u> ・ <u>ラグビーワールドカップ競技会場立地都市</u> ・ <u>その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの</u> ④補助対象経費 1) <u>観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築・改</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、観光拠点情報・交流施設の整備・改修に附随して行う洋式便所の整備等）に要する経費</u> <u>2) 観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線LAN環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費</u> <u>※土地の取得に要する費用は対象外</u> <u>※明確な観光拠点情報・交流施設の機能向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。</u> <u>⑤無料公衆無線LAN環境の整備に関する経費</u> <u>本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。</u> <u>ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。</u> <u>また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。</u> <u>利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、１）による認証方式、２）及び３）の認証方式併用（※１）を導入することとする。（※２）</u> <u>１）ＳＭＳ（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式</u> <u>２）ＳＮＳアカウントを利用した認証方式</u> <u>３）利用していることの確認を含めたメール認証方式（※３）</u> <u>（※１）利用者が２）又は３）の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式</u> <u>（※２）上記認証方式を適用しなくてもよいケース</u> <u>・災害時における無料公衆無線ＬＡＮの開放時</u> <u>・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時</u> <u>なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や２）又は３）の認証方式の単独実施でも認める場合がある。</u> <u>（※３）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。</u>		

改 正 案	現 行	備考
<u>3. 観光案内所</u> 当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成<u>28</u>年<u>6</u>月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅡ以上に<u>認定されている又は</u>認定の見込みがある案内所とする。 補助対象経費については、以下のとおりとする。 なお、明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。 <u>①外国人観光案内所に要する経費</u> <u>1) 整備・改良に伴う費用</u> <u>カテゴリーⅡ以上に認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を整備又は規模を拡張する等、必要な施設の整備及び施設の改良に伴う費用である。</u> <u>2) その他</u> <u>観光案内所の整備・改良に附随するもの。</u> <u>②案内標識、デジタルサイネージに要する経費</u> <u>1) 案内標識</u>	<u>2. 観光案内・地域情報発信</u> 当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成<u>26</u>年<u>8</u>月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーⅡ以上に<u>新規認定又は新規認定の見込みがある案内所、若しくは、既に日本政府観光局が外国人観光案内所として認定している案内所で、上記期間中において、カテゴリーⅡ以上にカテゴリー変更認定又は変更認定の見込み（ただし、カテゴリーⅢ又はⅡからカテゴリーⅡ又はⅠ以下に変更してからのカテゴリーⅡ以上への再変更は除く。）がある案内所</u>とする。 なお、明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。 <u>①案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ、案内放送等の多言語表記等に要する経費</u> <u>1) 案内標識</u> <u>合理的なルートから訪れる旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置する看板であること。</u> <u>2) デジタルサイネージ</u> <u>案内所又は案内所周辺に設置するものであり、災害時において情報発信するもの。</u> <u>（災害発生時において、適切な「各種交通機関の運行状況」、「避難</u>	

改 正 案	現 行	備考
<u>合理的なルートから訪れる外国人旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置する看板であり、観光案内所の整備・改良に附随して整備するもの。</u> <u>2) デジタルサイネージ</u> <u>案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等を発信し、観光案内所の整備・改良に附随して整備するもの。</u> <u>③無料公衆無線LAN環境の整備に関する経費</u> 本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）」<u>で観光案内所において整備するもの</u>を対象とする。 ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。 また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。 加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める	<u>所情報」、「医療機関情報」を最低限英語で発信し、状況が落ち着くまでの間、夜間等案内所が閉所されている時も含め、常時情報発信を行うものであること。)</u> <u>3) ホームページ</u> <u>観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、外国人旅行者への情報発信を目的とするものであり、災害時において情報発信するもの。</u> <u>(災害発生時において、適切な「各種交通機関の運行状況」、「避難所情報」、「医療機関情報」を最低限英語で発信すること。)</u> <u>4) 案内放送</u> <u>5) その他</u> <u>②無料公衆無線LAN環境の整備に関する経費</u> 本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）」を対象とする。 ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。 また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。 加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
認証方式に準じて、1) による認証方式、2) 及び3) の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2) 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式 2) SNSアカウントを利用した認証方式 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3) (※1) 利用者が2) 又は3) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式 (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース ・災害時における無料公衆無線LANの開放時 ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時 <u>(削除)</u> なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2) 又は3) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。 (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする<u>等</u>の対応が必要となる。	利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1) による認証方式、2) 及び3) の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2) 1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式 2) SNSアカウントを利用した認証方式 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3) (※1) 利用者が2) 又は3) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。 (※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース ・災害時における無料公衆無線LANの開放時 ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時 <u>・(上記認証方式を満たしていない)既存の無料公衆無線LANへの追加整備時(平成28年度当初予算にかぎり適用可)</u> なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2) 又は3) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。 (※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする<u>など</u>の対応が必要となる。	

改 正 案	現 行	備考
<u>④スタッフ研修</u> 多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。 <u>⑤ホームページ</u> <u>観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。</u> <u>⑥案内放送の多言語化</u> <u>⑦タブレット</u> <u>観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレットであること。</u> <u>⑧その他</u> <u>4. 公衆トイレの洋式化及び機能向上</u> <u>①基本的な考え方</u> <u>訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定される無料の公衆トイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。</u> <u>②立地要件（地域）</u> <u>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030</u>	<u>③外国人観光案内所に要する経費</u> <u>1) スタッフ研修費</u> 多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。 <u>2) タブレット</u> <u>観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレットであること。</u> <u>3) 開設費用・改修費用</u> <u>新たに観光案内所を開設する又は規模を拡張する際に必要な設備の設置費用であり、観光案内業務に直接用いられるものであること。</u> <u>4) その他</u> <u>(新設)</u>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。</u> <u>・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域</u> <u>・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区</u> <u>・ 観光圏整備実施計画認定地域</u> <u>・ 観光地魅力創造事業の認定地域</u> <u>・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）</u> <u>・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域</u> <u>・ 観光立国ショーケース選定都市</u> <u>・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市</u> <u>・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市</u> <u>・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの</u> <u>③立地要件（地域内）</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、上記②の地域内の、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。</u> <u>Ⅰ）「観光スポット」内</u> <u>Ⅱ）「観光スポット」の周囲</u> <u>Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）</u> <u>※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。</u> <u>（対象外の公衆トイレ）</u> <u>・ Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ</u> <u>・ Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ</u> <u>・ 公共空間であっても観光スポット等の利用料を収受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ</u> <u>④補助対象経費</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>1) 基本整備項目</u> ・ <u>和式トイレの洋式化</u> ・ <u>洋式トイレの増設</u> ・ <u>洋式トイレの旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）</u> <u>2) 追加整備項目</u> ※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り補助対象とする。 ・ <u>温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）</u> ・ <u>ハンドドライヤーの設置</u> ・ <u>洗面器の設置・交換・自動水栓化</u> ・ <u>化粧鏡の設置・交換</u> ・ <u>小便器の設置・交換（旧式→新式）</u> ・ <u>室内外照明LED化</u> ・ <u>室内冷暖房の設置</u> ・ <u>内壁・外壁の改修（躯体工事は除く。）</u> ・ <u>窓の交換</u> ・ <u>入口ドアの設置・交換</u> ・ <u>ピクトサインの設置や英語表記</u> ・ <u>その他</u> <u>3) 補助対象外経費</u> <u>土地の取得に要する費用は対象外。</u> <u>また、公衆トイレの新築、周囲の改修（周囲の舗装、アプ</u>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>ローチのバリアフリー化、観光案内看板の設置・交換、浄化槽の設置)、建替や増改築等の躯体工事、多目的トイレ自体の設置等は対象としない。</u> <u>5. 手荷物</u> 当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」<u>(平成29年1月制定)</u>に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。 補助対象経費については、以下のとおりとする。 なお、手ぶら観光カウンターの明確な機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能の向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。 ①案内標識、<u>デジタルサイネージ</u>、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費 1) (略) 2) <u>デジタルサイネージ</u> (略) 3) (略) 4) 案内放送 「手ぶら観光」サービスの利用を希望<u>する</u>旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内するこ	<u>3. 手荷物</u> 当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」<u>(平成27年6月制定)</u>に基づき、<u>当該年度における補助事業実施対象期間において</u>、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるもの<u>(承認内容の変更を含む)</u>とする。 補助対象経費については、以下のとおりとする。 なお、手ぶら観光カウンターの明確な機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能の向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。 ①案内標識、<u>可変式情報表示装置</u>、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費 1) (略) 2) <u>可変式情報表示装置</u> (略) 3) (略) 4) 案内放送 「手ぶら観光」サービスの利用を希望<u>される</u>旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内する	

改 正 案	現 行	備考
とを目的とした放送内容であること。 5) その他 ②手荷物集荷場・受渡場の整備・機能強化に要する経費（人件費は除く。） 1)～3) (略)	ことを目的とした放送内容であること。 5) その他 ②手荷物集荷場・受渡場の整備・機能強化に要する経費（人件費は除く。） 1)～3) (略)	
IV. 事業評価について 1. 事業評価の実施 ①自己評価（一次評価） 交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。 ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告する。 ②二次評価 1) (略) 2) 実施方法 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジ	IV. 事業評価について 1. 事業評価の実施 ①自己評価（一次評価） 交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末の1月末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。 ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告する。 ② 二次評価 1) (略) 2) 実施方法 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び地方ブロッ	

(案の1)

改 正 案	現 行	備 考
<u>ン推進地方ブロック戦略会議</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。 なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の<u>翌年度の4月</u>末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。 ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに報告する。 2. その他 (略)	<u>ク別連絡会</u>からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。 なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。 地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の<u>2月</u>末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。 ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに報告する。 2. その他 (略)	
附 則 この要領は、平成28年度予算から施行する。 附 則 この要領は、平成28年6月10日から施行する。	附 則 この要領は、平成28年度予算から施行する。 附 則 この要領は、平成28年6月10日から施行する。	

(案の1)

改 正 案	現 行	備考
附 則 この要領は、平成２８年１１月２８日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成２９年度予算から施行する。</u> 別添 （略）	附 則 この要領は、平成２８年１１月２８日から施行する。 別添 （略）	

【関連事項】訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【継続】

予算額 8,530百万円の内数

訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上や、観光地までの移動円滑化等を図るとともに、SNS等のビッグデータも活用した外国人旅行者の不満・要望の把握・検証や、地域における新たな課題の調査検討を行い、具体的な改善を図る。

1. 滞在時の快適性・観光地の魅力向上

- (1) 観光案内所、観光拠点情報・交流施設の機能向上を支援
- (2) 外国人旅行者にも利用しやすい公衆トイレの洋式化等、ホテル・旅館の快適な環境への改善等を支援

2. 観光地までの移動円滑化

公共交通機関における移動円滑化を支援

主な支援メニュー例

■多言語化



■ICカードシステム



■無料公衆無線LAN環境の整備



※ノンステップバス、リフト付きバスの導入【補助率：通常車両価格との差額の1/2等（ノンステップバスは上限140万円）】
UDタクシーの導入【補助率：1/3（上限60万円）】も対象

3. 訪日外国人旅行者の要望・不満調査

訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望をSNS等のビッグデータも活用しながら調査・検証し、具体的な解決策を検討

平成29年度「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策補助金」について

平成29年3月

観光庁 外客受入担当参事官

1. 訪日外国人旅行者の受入体制について
2. 外国人観光案内所に対する補助制度について
3. 観光拠点情報・交流施設に対する補助制度について
4. トイレの洋式化及び機能向上に対する補助制度について

- 1. 訪日外国人旅行者の受入体制について**
- 2. 外国人観光案内所に対する補助制度について**
- 3. 観光拠点情報・交流施設に対する補助制度について**
- 4. トイレの洋式化及び機能向上に対する補助制度について**

平成29年度観光庁関係予算

(単位: 百万円)

	29年度 予算額 (A)	28年度 予算額 (B)	増減 (A/B)
1. 観光産業の革新と国際競争力の強化	9,382	8,867	1.06
訪日プロモーションの強化	8,701	8,283	1.05
MICEの振興の促進	201	199	1.01
観光人材育成支援事業	370	365	1.02
道県ガイド制度の充実・強化	30	20	1.53
健全な民泊サービスの普及	70	0	増増
旅行業における情報セキュリティの強化支援事業	10	0	増増
2. ストレスフリーで快適な旅行環境の実現	8,550	8,032	1.06
訪日外国人旅行者のストレスフリーな移動・滞在の実現 等	8,550	8,032	1.06
3. 地方創生の核となる観光資源の能力向上	2,761	2,756	1.00
広域観光振興ルート形成促進事業			
観光地域ブランド確立支援事業			
地域資源を活用した観光地能力創出等			
テーマ別観光による地方創生事業			
観光統計の整備			
4. その他(経常事務費等)	342	360	0.95
合 計	21,035	20,015	1.05

2. ストレスフリーで快適な旅行環境の実現

訪日外国人旅行者のストレスフリーな移動・滞在の実現 等

8,550

8,032

1.06

8,550

8,032

1.06

うち、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急
対策事業は、8,530百万円

東北の復興(復興費)

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 (東北観光復興対策費付合)	3,265	3,265	1.00
JHTO(日本国際観光振興会)によるビジット・ジャパン事業 (東北観光復興プロモーション)	1,000	1,000	1.00
福島県における観光関連復興支援事業	300	266	1.13
合 計	4,565	4,530	1.01

合 計	25,599	24,545	1.04
-----	--------	--------	------

訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を緊急的に進める。

具体的な取組み

交通サービスインバウンド対応支援事業

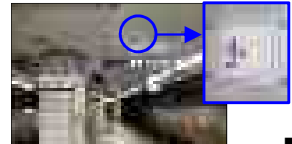
■多言語表記等

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者、一般乗合
旅客自動車運送事業者 等



■無料公衆無線LAN環境の整備

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者、一般乗合
旅客自動車運送事業者 等



■インバウンド対応型鉄軌道車両の整備

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者

■LRTシステムの整備

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者



■ノンステップバス、リフト付バスの導入

【補助対象事業者】
一般乗合旅客自動車運送事業者、
一般貸切旅客自動車運送事業者
(貸切バス事業者安全性評価制度
の認定を受けた者) 等



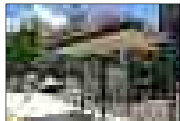
■ユニバーサルデザインタクシーの導入

【補助対象事業者】
一般乗用旅客自動車運送事業者 等



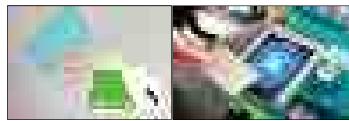
■多言語バスロケーションシステムの設置

【補助対象事業者】
一般乗合旅客自動車運送事業者 等



■全国共通ICカードの導入

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者、一般乗合
旅客自動車運送事業者 等

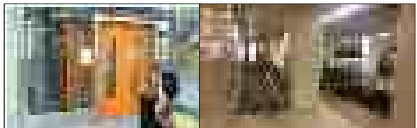


■企画乗車船券の発行

【補助対象事業者】
公共交通事業者 等

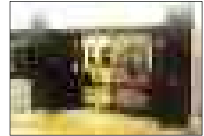
■エレベーター・スロープ等の設置 による交通施設の段差の解消

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者、バスターミナル事業を営む者、
国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを
設置等する者、航空旅客ターミナルを設置等する者 等



■ホームドアの設置

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者



■交通施設の多機能トイレの整備

【補助対象事業者】
鉄軌道事業者、バスターミナル事業を営む者、
国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを
設置等する者、航空旅客ターミナルを設置等する者 等



■船内座席の個室寝台化

【補助対象事業者】
国内一般旅客定期航路事業者、
国内不定期航路事業者、船舶
貸渡業者 等

等

地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

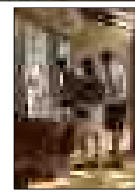
■観光案内所の機能向上

(施設の整備・改良、無料公衆無線LAN環境の整備、案内標識・デジタル
サイネージ・HPの多言語表記等、案内放送の多言語化、スタッフ研修)
【補助対象事業者】
地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等
(日本政府観光局がカテゴリーII以上の認定をした、又は認定する見込みがある者)



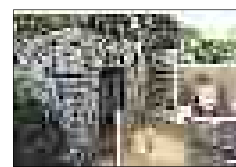
■観光拠点情報・交流施設の機能向上

(施設の整備・改良、洋式便所の整備等、無料公衆無線LAN環境の整備、
多言語の展示設備、案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、
案内放送の多言語化)
【補助対象事業者】
地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等



■公衆トイレの洋式化等

【補助対象事業者】
地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等



■手ぶら観光カウンターの機能向上

(案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、
案内放送の多言語化、手荷物集荷場等の整備等)
【補助対象事業者】
地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等
(手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがある者)

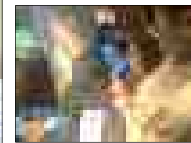


宿泊施設インバウンド対応支援事業

- 無料公衆無線LAN環境の整備
- トイレ洋式化
- 自社サイトの多言語化
- 案内表示の多言語化
- 段差解消
- タブレット端末の整備

【補助対象事業者】
宿泊事業者等(複数の宿泊事業者(5以上)
により構成される団体が計画策定・申請)

等



実証事業等

- 訪日外国人旅行者の要望・不満調査
- 空港・港湾の待ち時間の有効活用
- 災害、事故、急病等への対応
- ムスリム等個別ニーズへの対応
- 通信環境と多言語対応の充実



消費拡大・交通・宿泊施設の各メニューを併用し、地域の関係者が連携して面的に受入環境改善を図ることが重要

【面的活用が特に期待される地域(例)】

- ・広域観光周遊ルート of 広域観光拠点地区
- ・国立公園満喫プロジェクト選定地域
- ・日本遺産の認定地域
- ・観光立国ショーケース選定都市
- ・オリパラ競技会場立地都市
- ・ラグビーワールドカップ競技会場立地都市

空港・港



- ・ターミナルのWi-Fi環境整備・多言語表示・放送の充実
- ・ターミナル内の観光案内所の案内機能強化

二次交通（鉄道・バス等）



- ・全国共通ICカードの導入
- ・企画乗車船券の発行
- ・駅・バスターミナル・車内の多言語表記・放送の充実
- ・駅・バスターミナルのWi-Fi環境整備
- ・駅・バスターミナル内の観光案内所の案内機能強化

観光地・競技会場周辺



- ・観光案内所の案内機能強化
- ・観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- ・手ぶら観光カウンターの整備
- ・観光地の公衆トイレの洋式化

宿泊施設



- ・ホテル・旅館のWi-Fi環境整備・トイレの洋式化・HP等の多言語化
- ・ホテル・旅館の観光案内機能の強化

ラグビーワールドカップ2019(RWC2019) 開催概要

ラグビーワールドカップ2019TM 大会概要

主催	ワールドラグビー™(World Rugby™)
運営主体	公益財団法人ラグビーワールドカップ2019 組織委員会
開催期日	2019年9月20日(金)～11月2日(土)44日間
開催都市及び 試合開催会場	札幌市 札幌ドーム 岩手県・釜石市 釜石鶴住居復興スタジアム(仮称) 埼玉県・熊谷市 熊谷ラグビー場 東京都 東京スタジアム 神奈川県・横浜市 横浜国際総合競技場 静岡県 小笠山総合運動公園エコパスタジアム 愛知県・豊田市 豊田スタジアム 大阪府・東大阪市 東大阪市花園ラグビー場 神戸市 神戸市御崎公園球技場 福岡県・福岡市 東平尾公園博多の森球技場 熊本県・熊本市 熊本県民総合運動公園陸上競技場 大分県 大分スポーツ公園総合競技場
参加チーム	20 チーム ※ うち12 チームは、RWC2015 の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得 (アイルランド、アルゼンチン、イタリア、イングランド、ウェールズ、オーストラリア、 ジョージア、スコットランド、日本、ニュージーランド、フランス、南アフリカ)
試合数	48 試合
試合方法	予選プール・決勝トーナメント ・参加20 チームを5チーム、4プールに分け、総当たり戦を実施 ・各プール上位2チームが決勝トーナメントに進出
大会の特徴	1. アジアで初のワールドカップ 2. ラグビー伝統国以外で初のワールドカップ 3. ラグビー7人制がオリンピック種目に採用されてから最初のワールドカップ

Road to 2019 予選プロセスについて



■ 12チームが予選免除で出場権を獲得

世界ラグビーの各プールごとに上位2チームと、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得。

アイルランド、アルゼンチン、イタリア、イングランド、ウェールズ、オーストラリア、
ジョージア、スコットランド、日本、ニュージーランド、フランス、南アフリカ

◇ 残る8枠のRWC2019の出場権の決定方法は以下のとおり。

■ ユーロ・アジア地区予選(12枠)

ユーロ・アジア地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

■ オセアニア地区予選(2枠)

オセアニア地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

■ 日本代表はRWC2019の出場権を獲得

RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

■ アフリカ地区予選(2枠)

アフリカ地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

■ アフリカ地区予選(2枠)

アフリカ地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

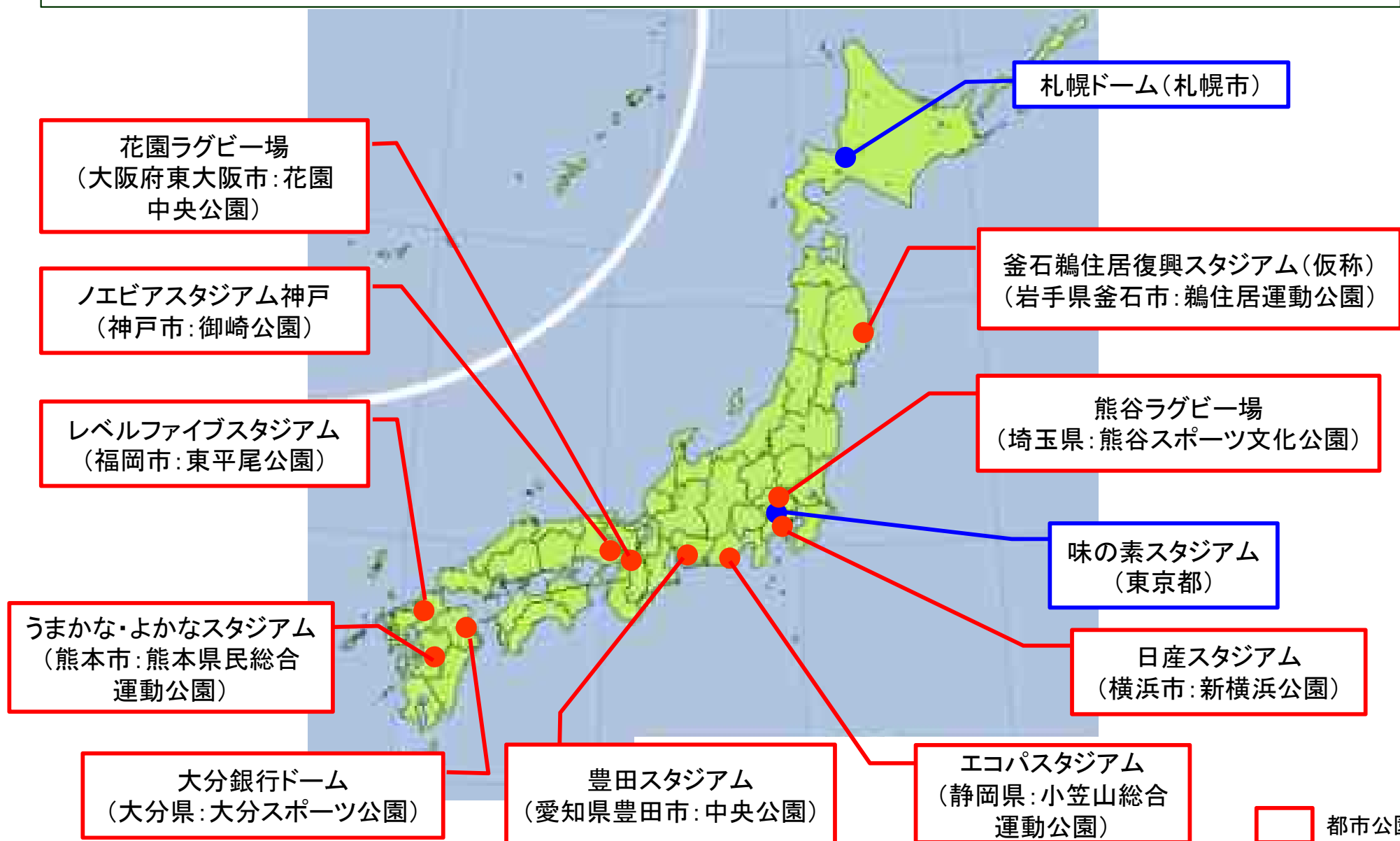
■ アジア地区予選(2枠)

アジア地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

■ アジア地区予選(2枠)

アジア地区予選は、RWC2015の成績により自動的にRWC2019 出場権を獲得する。

会場の12箇所中10箇所が都市公園



○チームキャンプ地を構成する施設(主な要件)

- ・宿泊施設(約50-60名分)の客室、食事、会議等で利用する大部屋)
- ・練習グラウンド(天然芝、使用前に一定の芝生養生期間が必要)
- ・屋内練習場(体育館など)
- ・トレーニングジム(ウェイトトレーニング用)
- ・スイミングプール

○選定プロセスへの応募自治体

応募件数 76件 応募自治体 90自治体(別掲)

※複数の自治体による共同応募及び同一自治体による複数応募が可能

○公認チームキャンプ地決定までの流れ

2017年1月から4月 組織委員会実地調査

夏～ 候補地決定

秋～ 各国チーム現地視察、順次決定



○公認チームキャンプ地に係る出場チームとの交渉

- ・チームの交渉は組織委員会が一元的に管理
- ・自治体とチームが直接交渉を行うことは原則としていない

【参考】チームキャンプ地の種類

- ・チームキャンプ地は、「事前」と「公認」の2種類に分類
- 組織委員会は、「公認チームキャンプ地」の選定プロセスを管理

事前キャンプ地	公認チームキャンプ地
・事前キャンプ地は、各自治体において、ラグビーワールドカップ2019の開催に先立ち、各自治体のラグビー協会と連携して、各自治体のラグビー協会が主催するラグビー大会を開催し、その会場として利用する。	・公認チームキャンプ地は、組織委員会が選定し、各自治体のラグビー協会が主催するラグビー大会を開催し、その会場として利用する。
・事前キャンプ地は、各自治体において、ラグビーワールドカップ2019の開催に先立ち、各自治体のラグビー協会と連携して、各自治体のラグビー協会が主催するラグビー大会を開催し、その会場として利用する。	・公認チームキャンプ地は、組織委員会が選定し、各自治体のラグビー協会が主催するラグビー大会を開催し、その会場として利用する。

【参考】RWC2015における公認チームキャンプ地の使用実績

- ・公認チームキャンプ地数:41箇所
- ・公認チームキャンプ候補地数:61箇所
- ※ 試合開催会場:13箇所
- (予選プールにおいて)
- ・1チームが1箇所の公認チームキャンプ地を使用した平均日数:約9.8日
- ・1チームの平均公認チームキャンプ地使用数:約3箇所
- ・2チーム以上が使用した公認チームキャンプ地数:18箇所

＜公認チームキャンプ地選定プロセスへの応募自治体＞

- 北海道: 北海道・江別市、札幌市、小樽市、帯広市、北見市、網走市、中標津町
- 青森県: 弘前市
- 岩手県: 盛岡市、宮古市、北上市、八幡平市、雫石町
- 宮城県: 石巻市
- 山形県: 山形県・山形市・天童市
- 福島県: 福島県
- 茨城県: 龍ヶ崎市
- 群馬県: 前橋市
- 埼玉県: さいたま市、狭山市
- 千葉県: 成田市、柏市、市原市、長柄町、浦安市
- 東京都: 武蔵野市、府中市、町田市
- 神奈川県: 神奈川県・藤沢市、横浜市、厚木市、海老名市
- 山梨県: 富士吉田市、富士河口湖町
- 長野県: 上田市
- 岐阜県: 関市、郡上市
- 静岡県: 静岡市、浜松市、磐田市、掛川市、裾野市、御殿場市、御前崎市
- 愛知県: 名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市
- 三重県: 鈴鹿市、三重県
- 滋賀県: 大津市
- 大阪府: 堺市
- 兵庫県: 神戸市、兵庫県、淡路市、兵庫県
- 奈良県: 天理市
- 和歌山県: 和歌山県・上富田町
- 岡山県: 美作市、岡山県
- 広島県: 広島市
- 山口県: 長門市
- 徳島県: 徳島県(2件=同一自治体による複数応募)
- 愛媛県: 愛媛県・松山市
- 高知県: 高知県・高知市
- 福岡県: 北九州市、久留米市、春日市、宗像市
- 佐賀県: 佐賀県
- 長崎県: 長崎県・長崎市、長崎県・島原市、長崎県・諫早市
- 熊本県: 熊本県・熊本市
- 大分県: 大分市、別府市、中津市、佐伯市
- 宮崎県: 宮崎県・宮崎市(2件=同一自治体による複数応募)
- 鹿児島県: 鹿児島市
- 沖縄県: 読谷村

※ 赤字はホストタウン選定地域

「ラグビーワールドカップ2019 公認チームキャンプ地ガイドライン」より抜粋

4-2. 宿泊施設の基準

項目		必須条件	推奨条件
立地		練習グラウンドから30 分以内で移動可(高速道路使用可)	各トレーニング施設が同じ敷地又は徒歩圏内
付帯施設		—	館内又は敷地内に宿泊客として使用できるジムやプール等の施設
客室	ツインルーム (2名利用)	17 部屋以上確保可	広さが30 m ² 以上
	シングル・ダブルルーム (1名利用)	30 部屋以上確保可	広さが20 m ² 以上
	禁煙・喫煙の別	禁煙	—
	トイレ及びシャワー	洋式トイレ及びシャワー設備 (ユニットバス可)	—
チームルーム		チームが滞在中、同室を使用可	広さが300 m ² 以上
スタッフミーティングルーム		チームが滞在中、同室を使用可	広さが100 m ² 以上
マッサージルーム		チームが滞在中、同室を使用可	広さが50 m ² 以上(複数のマッサージベッドを設置可)
			水源とシンク設備
ストレージ(倉庫)		チームが滞在中、同室を使用可	広さが20 m ² 以上
メディアルーム		広さが目安として100 m ² 音響照明設備	—
通信環境	客室	Wi-Fi が無料で接続できる環境	—
	チームルーム	100Mbps 以上の有線LAN 接続ポート 及びWi-Fi が無料で接続できる環境	—
	スタッフミーティングルーム	Wi-Fi が無料で接続できる環境	—
	メディアルーム	Wi-Fi が無料で接続できる環境	—
駐車場等	駐車台数	チームが滞在中、大型バス1台、4tトラック1台及び関係者車両10 台が無料で駐車可	—
	乗降場所	選手及びスタッフが安全に乗降可	施設の玄関前で乗降可 (大型バスが停車可)
設備		(チーム及びメディアが使用する全ての部屋について) 電源	—
清掃		毎日のごみ回収と清掃サービスの提供(客室のリネン類交換含む。)	—

【注釈】

1. チームのヘッドコーチ用に、スイートルーム等のグレードの高い客室が必要になる場合があります。
2. 原則としてベッドサイズは、190cm × 135cm 以上としますが、宿泊施設の実情及びチームの意向を踏まえ、個別に協議します。
3. チームが全室シングル・ダブルルームを必要とした場合、又は予約状況等によってツインルームが確保できない場合、チームが必要とする数のシングル・ダブルルームを提供することが求められることがあります。
4. チームの滞在期間中、ドーピング検査を実施するための客室を一時的に別途1～2 室確保する必要があります。
5. チームルームは、チームミーティング、食事会場、リラクゼーションやランドリーの集配場所等に使用することが見込まれます。なお、チームによっては、チームルームではなく、ホテルのレストラン等で食事をする場合もあります。
6. チームによっては、多数のメディアが取材に訪れるため、100 m²よりも広い部屋をメディアルームとして提供するように求められる場合があります。
7. 組織委員会及び滞在中のチームの同意があった場合に限り、チームルーム及びマッサージルーム等を同一の場所に設けることができます。
8. 客室をマッサージルーム又はストレージ(倉庫)として使用する場合、ベッドアウトが必要です。
9. 刺青(タトゥー)を入れる文化的背景を持つチームがあることから、肌を露出する浴場やプール、ジム等についてはあらかじめ使用ルールを確認し、柔軟に対応できる準備をしておく必要があります。

1. 訪日外国人旅行者の受入体制について

2. 外国人観光案内所に対する補助制度について

3. 観光拠点情報・交流施設に対する補助制度について

4. トイレの洋式化及び機能向上に対する補助制度について

補助対象事業者

補助対象事業者は以下の（１）から（４）の事業者です

（１）地方公共団体（港務局を含む）

（２）民間事業者（観光協会、公共交通事業者等含む）

補助対象事業者となる民間事業者は、法人格を有する必要がある。

補助対象外となる公共交通事業者

- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社
- ・ 特定本邦航空運送事業者

地方部の路線に限り、補助対象となる公共交通事業者

- ・ 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

（３）航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港
及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設を除く

（４）協議会等

補助率

補助対象経費の3分の1以内

なお、地方公共団体が事業主体となる場合には、一般的に、下記のとおり地方債に対する地方交付税措置が適用されます。

（都道府県：起債充当率90%、償還金交付税措置20%）

（市町村、政令指定都市、特別区：起債充当率75%、償還金交付税措置0%）

- ※ 個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。
- 起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。

応募期間

平成29年4月3日（月） ～ 平成29年10月31日（火）

- ※ 期間中、毎月末〆切を設けさせていただきます。
- ※ 審査結果の通知（内示）及び交付決定は、随時通知させていただきます。
- ※ 予算がなくなり次第終了します。

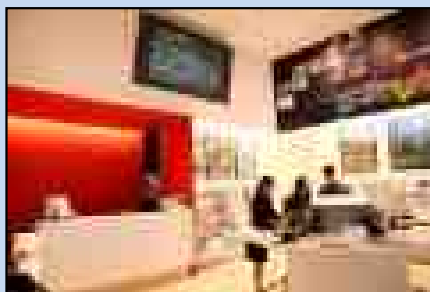
外国人観光案内所の開設・機能向上への支援

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（案）

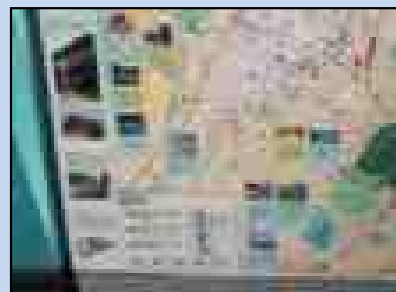
（地方での消費拡大に向けた環境整備（観光案内所））

訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上にかかる経費等の一部について支援

1. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等で、日本政府観光局が、**カテゴリーⅡ以上の認定をしている又は認定する見込みがある案内所**
2. 補助率 国 : 1 / 3



観光案内所開設・改修等



案内地図



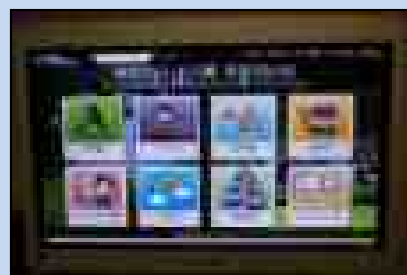
案内看板



スタッフ研修費



ホームページ等
コンテンツ



デジタルサイネージ



無料公衆無線LAN



タブレット

【補助金の活用実績】外国人観光案内所

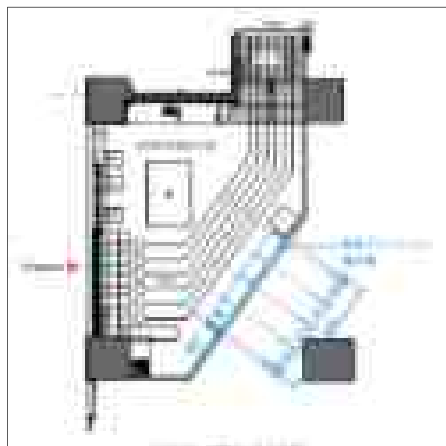
ケース1

A案内所 (既存カテゴリ3)

既存の施設を改修し、観光パンフレット陳列棚を設置

- ・設計・改修工事

補助金額 約1,000千円



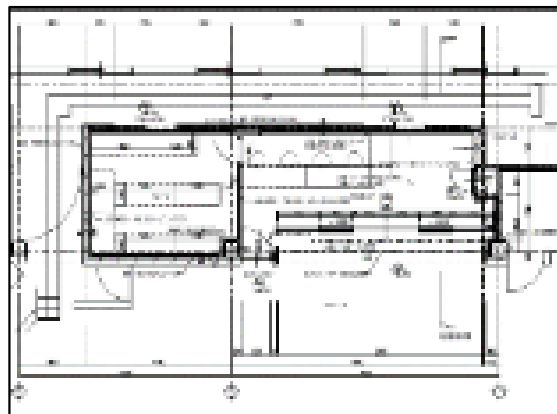
ケース2

B案内所 (カテゴリ1→2)

案内所を移設するため
工事を実施

- ・内装工事
- ・案内標識の設置
- ・デジタルサイネージ設置 等

補助金額 約 8,000千円



ケース3

C案内所 (新規カテゴリ2)

既存の建物を案内所として活用

- ・案内標識の設置
- ・客だまりスペース用の
テーブル、いすの購入
- ・職員を対象とした多言語
研修の実施 等

補助金額 約200千円



■認定制度の概要

- ・外国人旅行者に対して観光案内所のサービスの充実度の「見える化」を実施。同時に外国人旅行者にPR。
- ・認定によるブランド化と観光案内所のカテゴリ別の分類により、外国人観光案内所の機能向上を促進し、質を保証。

分類	運営の考え方	多言語対応等	求められる立地
カテゴリ3	観光案内のゲートウェイ	英語を含む3言語以上での対応（英語はスタッフが常駐）ができ、全国の観光や交通の情報提供ができる。	外国人旅行者が我が国のゲートウェイとして最初に訪れる地域または特に多く訪れる地域
カテゴリ2	次の目的地への橋渡し	英語で対応できるスタッフが常駐し、広域の観光や交通の情報提供ができる。	外国人旅行者が観光の拠点として多く利用し、ローカルな情報に加え、次の移動先などの広域的な情報の提供が求められる地域
カテゴリ1	地域情報の交流拠点	パートタイムで英語対応が可能なスタッフが在る、又は、電話通訳サービス等により英語対応でき、地域内の観光や交通の情報提供ができる。	外国人旅行者の最終目的地となりローカルな情報の提供が求められる地域

パートナー施設

観光案内を専門としない施設やボランティア団体等により運営され、必要な基準を満たすもの。

外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲のある地域

■認定案内所数

分類	合計
カテゴリ3	50
カテゴリ2	214
カテゴリ1	483
パートナー施設	101
合計	848

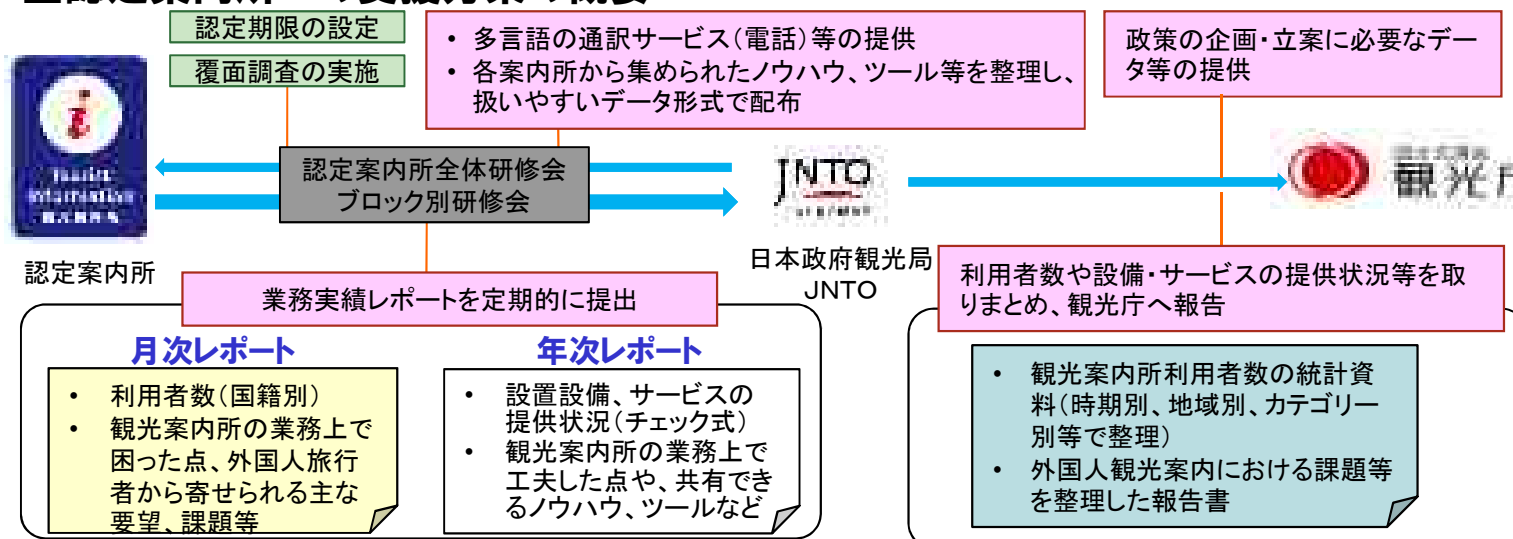
【平成29年2月末現在】

■認定案内所シンボルマーク ■認定案内所への支援方策の概要

（商標登録済み）

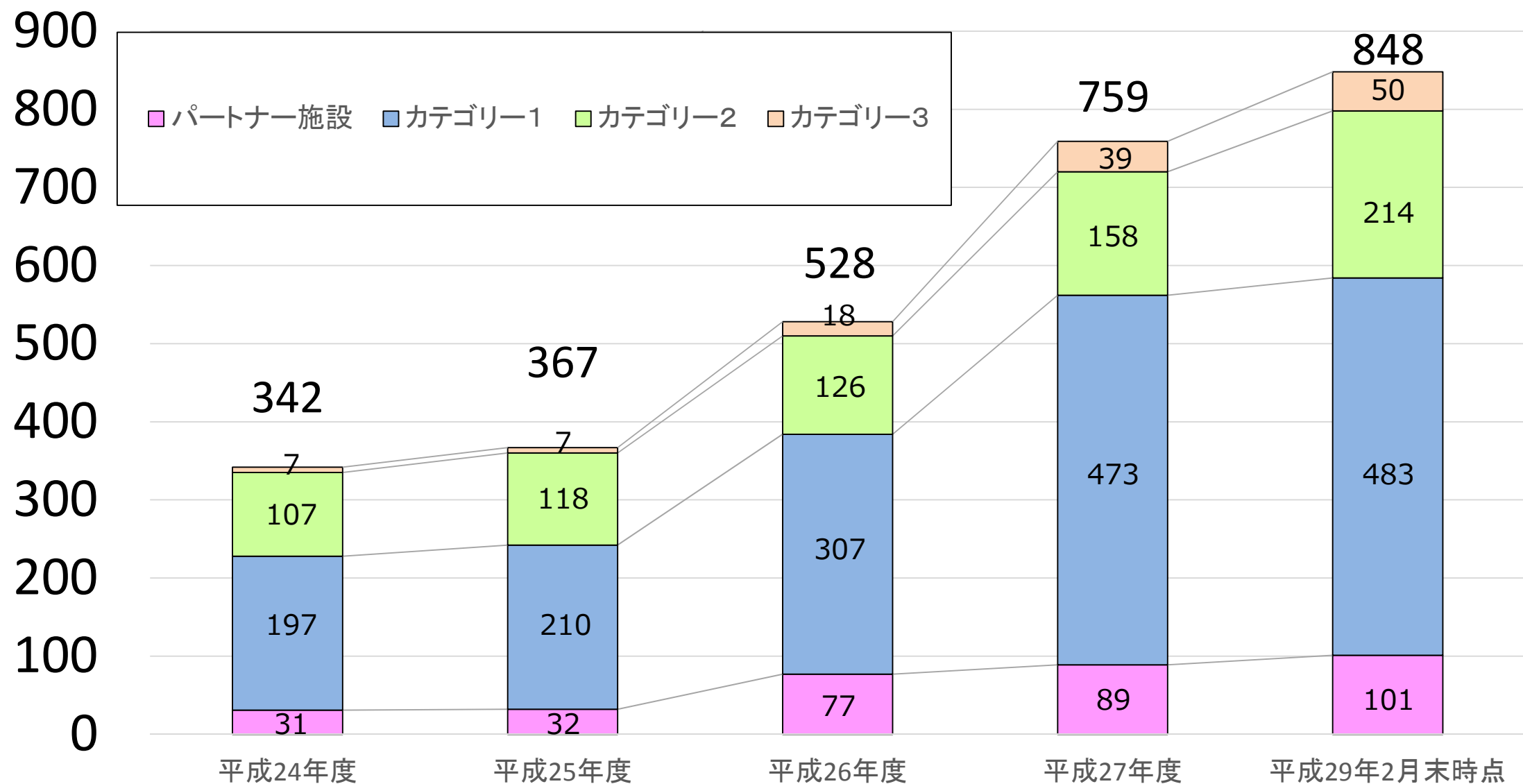


- ・JNTOにより認定された案内所であることを示すシンボルマーク。
- ・カテゴリ1～3の案内所は、旅行者の目に付きやすい場所に掲出する必要があります。



認定外国人観光案内所数の推移

＜全国の認定外国人観光案内所数の推移＞



外国人観光案内所 都道府県別件数（H29.2末現在）

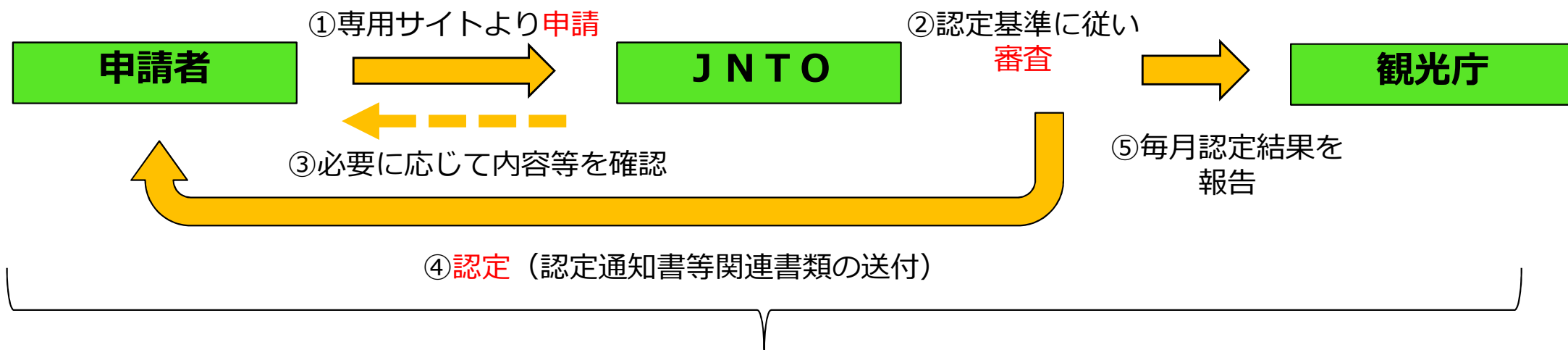
都道府県	合計	カテゴリー			
		3	2	1	P
北海道	45	3	15	25	2
青森県	6		5	1	
岩手県	16		3	12	1
宮城県	16		5	9	2
秋田県	5		3	2	
山形県	10		2	5	3
福島県	9		2	7	
茨城県	10		2	8	
栃木県	14		3	9	2
群馬県	8		3	5	
埼玉県	16		3	13	
千葉県	27	4	7	15	1
東京都	85	14	34	25	12
神奈川県	22		5	10	7
山梨県	19		2	16	1
新潟県	25		5	14	6

都道府県	合計	カテゴリー			
		3	2	1	P
富山県	18		7	9	2
石川県	20		2	9	9
長野県	26		7	14	5
福井県	11		1	8	2
岐阜県	24		5	15	4
静岡県	46	1	5	36	4
愛知県	18	5	3	9	1
三重県	15		3	8	4
滋賀県	17		1	13	3
京都府	35	3	11	16	5
大阪府	34	9	9	12	4
兵庫県	20	2	2	15	1
奈良県	15	3	4	5	3
和歌山県	10		1	9	
鳥取県	4		1	2	1
島根県	5		1	4	

都道府県	合計	カテゴリー			
		3	2	1	P
岡山県	13		1	12	
広島県	26		6	18	2
山口県	10		1	7	2
徳島県	5		2	3	
香川県	10	2	3	5	
愛媛県	13		3	8	2
高知県	10		2	8	
福岡県	26	4	9	12	1
佐賀県	10		1	9	
長崎県	11		4	5	2
熊本県	17		8	9	
大分県	20		4	10	6
宮崎県	8		2	6	
鹿児島県	9		2	7	
沖縄県	9		4	4	1
合計	848	50	214	483	101

認定外国人観光案内所の認定の流れ

通年で認定申請手続きを受付



申請受付から認定に至るまでの期間は、**約 60 日間**

※ 新規に申請する場合は、申請用のアカウント登録が必要となります。
(アカウント登録URL: https://tic.jnto.go.jp/apply/tic/entry_1.php)
アカウント登録が完了した後、JNTO認定外国人観光案内所専用サイト
(<https://tic.jnto.go.jp/apply/tic/>) にアクセスし、所定の申請項目の入力や、必要な書類・写真を添付し、申請します。

【参考】

- 『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針』（観光庁：平成28年6月改定）
http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/new_network/pdf/nn_reference.pdf
- 『外国人観光案内所認定申請の募集について』（JNTOホームページ）
http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/new_network/index.html

【お問い合わせ先】

日本政府観光局(JNTO)
インバウンド戦略部 受入対策グループ
(平成29年1月23日より電話番号変更)
TEL: 03-6691-3891
(平日9:15~12:00、13:00~17:45)

【参考事例】宿泊施設が外国人観光案内所を運営する事例

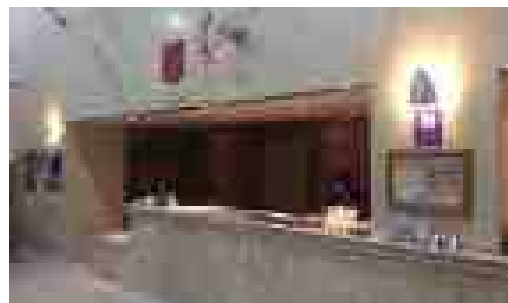
事例A



パートナー施設

- ・フロントと兼務し、アクセス、グルメ等の案内を行う

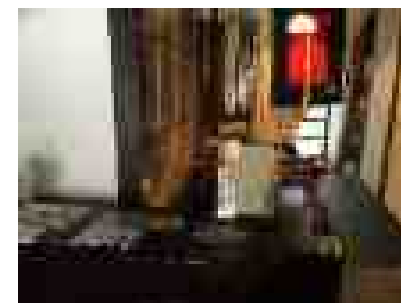
事例B



カテゴリー1

- ・フロントカウンター及び併設するクロークで、案内業務を行う
- ・英語、中国語対応のスタッフが常駐

事例C



カテゴリー2

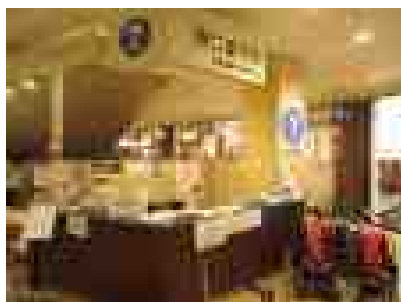
- ・既存の旅館の一部を外国人観光案内所として利用
- ・地元観光協会に運営を委託している
- ・英語対応のスタッフが常駐

宿泊施設に所在する外国人観光案内所は、51箇所

形態内訳：ホテル34箇所、旅館9箇所、その他8箇所

カテゴリー内訳：カテゴリーⅡ 10箇所、カテゴリーⅠ 11箇所、パートナー施設30箇所

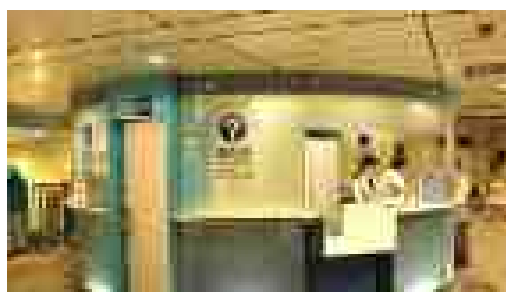
事例A



カテゴリー1

- ・アウトレットモール内に設置
- ・英語対応はパートタイム

事例B



カテゴリー2

- ・商業施設内に設置
- ・英語対応のスタッフが常駐
- ・中国語対応はパートタイム

事例C



カテゴリー3

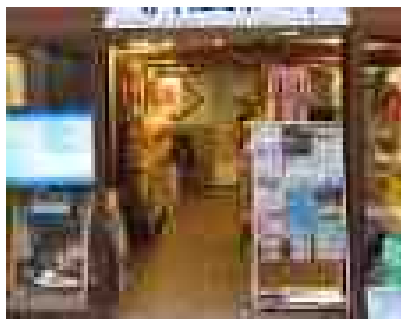
- ・百貨店内に設置
- ・英語、中国語、韓国語対応のスタッフが常駐

商業施設に所在する外国人観光案内所は、31箇所

カテゴリー内訳: カテゴリーⅢ 2箇所、カテゴリーⅡ 14箇所、カテゴリーⅠ 10箇所、パートナー施設 5箇所

【参考事例】旅行会社が外国人観光案内所を運営する事例

事例A



カテゴリー1

- ・商店街内に立地
- ・英語対応はパートタイム
- ・中国語対応は常駐

事例B



カテゴリー2

- ・宿泊施設等の予約・発券
- ・英語対応のスタッフが常駐
- ・中国語、韓国語対応はパートタイム

事例C



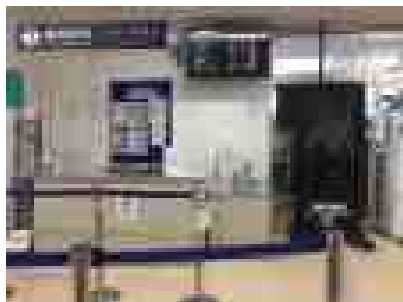
カテゴリー3

- ・商店街内に立地
- ・英語、中国語、韓国語対応のスタッフが常駐
- ・タイ語、マレー語、トルコ語対応はパートタイム

旅行会社が設置主体の外国人観光案内所は、53箇所

カテゴリー内訳: カテゴリーⅢ 18箇所、カテゴリーⅡ 9箇所、カテゴリーⅠ 24箇所、パートナー施設2箇所

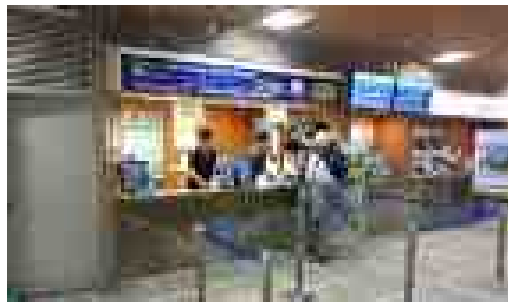
事例A



カテゴリ1

- ・バスターミナル内に設置
- ・英語対応はパートタイム

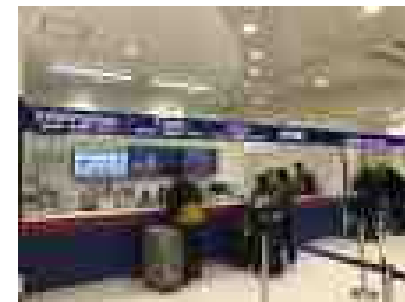
事例B



カテゴリ2

- ・駅構内に設置
- ・英語対応のスタッフが常駐
- ・中国語、観光語対応はパートタイム

事例C



カテゴリ3

- ・駅構内に設置
- ・英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語対応のスタッフが常駐

交通関連事業者による外国人観光案内所は、44箇所

カテゴリ内訳: カテゴリⅢ 6箇所、カテゴリⅡ 25箇所、カテゴリⅠ 11箇所、パートナー施設2箇所

1. 訪日外国人旅行者の受入体制について
2. 外国人観光案内所に対する補助制度について
- 3. 観光拠点情報・交流施設に対する補助制度について**
4. トイレの洋式化及び機能向上に対する補助制度について

観光拠点情報・交流施設の整備・改良等への支援

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（案）

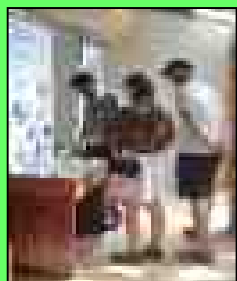
（地方での消費拡大に向けた環境整備（観光拠点情報・交流施設））

訪日外国人旅行者を含む旅行者が「観光名所」に関する情報や、交流機会（体験・学習等）が得ることができる「観光拠点情報・交流施設」の取組を支援するため、施設の整備・改良、設備の設置等に要する経費の一部について支援

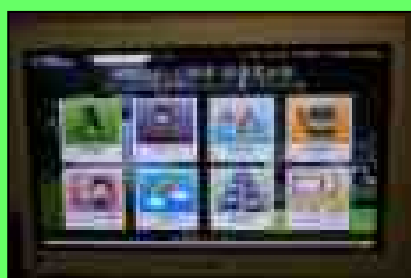
1. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等

2. 補助率 国 : 1 / 3

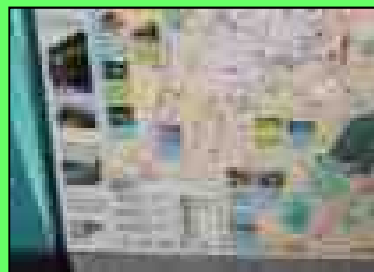
基幹事業（情報発信機能向上事業）



掲示物の多言語化



デジタルサイネージ



案内標識等

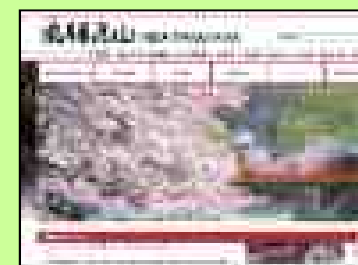


無料公衆無線LAN

効果促進事業



観光拠点情報・交流施設の
開設・改修等



ホームページ



タブレット

- ・案内放送の多言語化
- ・コンテンツ作成
- ・洋式便所の整備
- ・その他、情報提供、交流機会提供、利便性向上のための設備

観光拠点情報・交流施設とは

主要な観光地（※）における

- ①観光拠点（地域の観光名所）に関する情報提供
 - ②観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、
 - ③訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できるもの
（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除く。）
- ※広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点の観光拠点などインバウンド受入に取組む地域

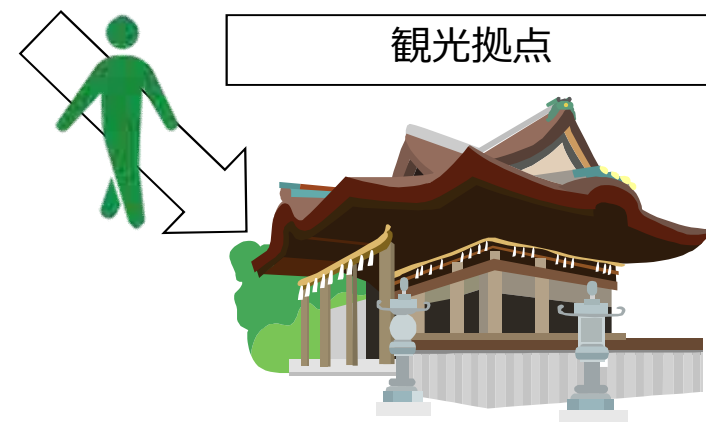


【機能に関する要件】以下のⅠ）に該当するもの、又は、Ⅰ）及びⅡ）に該当する施設

- Ⅰ）地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。
- Ⅱ）Ⅰに附随して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して観光サービスを提供する交流の場。

【立地場所に関する要件】

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 観光地魅力創造事業の認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの



観光拠点とは、主要な観光地において既に集客力がある（又は見込むことができる）観光名所（施設、建築群、史跡、名勝等）

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客への情報発信のための施設の設備等の設置又は機能向上を目的とした事業であり、下記の経費を対象とします。

① 掲示物等の多言語化

- ・ 観光拠点に関する歴史や文化等を紹介する掲示物を多言語化するもの
- ・ 掲示物の設置経費、掲示物の多言語化に必要な翻訳費が対象経費

② 案内標識

- ・ 観光拠点情報・交流施設の場所を誘導する看板や地図看板
- ・ 観光拠点情報・交流施設名を表示する看板、同施設内の設備を示す標識等
- ・ 観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等

③ デジタルサイネージ

- ・ 観光拠点に関する情報発信を必須とし、そのほか観光情報、交通機関情報、災害情報を発信するものが対象

④ 無料無線LAN環境の整備

- ・ 機器購入費、機器設置工事費用（セキュリティ対策を含めたソフトウェア購入費を含む）が対象経費

基幹事業に附随して行う事業であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客への情報発信機能、交流機会提供機能又は利便性の向上を目的とした事業

①観光拠点情報・交流施設の整備・改良

- ・本工事費、付帯工事費、実施設計費等の事務費が対象経費

②ホームページ

- ・観光拠点又は観光拠点情報・交流施設の情報発信を目的としたホームページが対象

③案内放送の多言語化

④コンテンツ作成

- ・デジタルサイネージ、DVD、パンフレット等で、直接、観光拠点情報・交流施設から発信するコンテンツが対象

⑤タブレット

⑥洋式便所の整備（①観光拠点情報・交流施設の整備改良に附随する場合に限る。）

- ・和式トイレの洋式化、洋式トイレの増設、洋式トイレの旧式から新式への交換

⑦その他設備

【補助金の活用実績】観光拠点情報・交流施設

ケース1

〇〇駅前観光情報発信施設 【観光拠点：〇〇城、〇〇温泉】

建物を新築し、〇〇城や温泉街の歴史などを紹介する多言語パネル設置、甲冑等の展示により〇〇城や〇〇温泉の情報発信を行う施設を駅前に新設

- ・実施設計・建設費
- ・多言語パネル等制作・設置
- ・机、椅子等設備

補助金額 約 40,000千円

ケース2

〇〇宿^{じゆく}歴史・体験施設 【観光拠点：〇〇宿】

既存施設を改修し〇〇宿の歴史やまち歩きの情報発信施設にリニューアル

- ・内装工事
- ・デジタルサイネージ
- ・無料公衆無線LAN環境整備

補助金額 約23,000千円

ケース3

〇〇城記念公園情報発信施設 【観光拠点：〇〇城】

既存施設を改修し、〇〇城に関する既存展示設備の多言語化や城下町の文化を体験するスペースを新設

- ・展示設備の多言語化
- ・デジタルサイネージ
- ・体験交流スペースの新設

補助金額 約18,000千円

1. 訪日外国人旅行者の受入体制について
2. 外国人観光案内所に対する補助制度について
3. 観光拠点情報・交流施設に対する補助制度について
4. トイレの洋式化及び機能向上に対する補助制度について

公衆トイレの洋式化及び機能向上

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（案）

訪日外国人旅行者数4,000万人時代の達成に向け、旅行者が訪日リピーターとなってもらえるよう日本で快適に過ごしていただくための環境整備の一環として、訪日外国人旅行者が利用しやすい観光地の公衆トイレ整備の経費等の一部について支援

1. 補助対象事業 訪日外国人旅行者が自由に利用できる無料の公衆トイレ
2. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等
3. 補助対象範囲 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区等※¹の内、
 - ・「観光スポット」※²内
 - ・「観光スポット」の周囲（駐車場等）
 - ・「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※¹ 立地場所に関する要件については、観光拠点情報・交流施設と同じです。

※² 「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。

4. 補助率 国： 1 / 3

5. 補助対象経費

「基本整備項目」 ①和式トイレの洋式化

②キャパシティ不足に伴う洋式トイレの増設

③旧式の洋式トイレから新式への交換（温水洗浄便座は必須）



和式トイレ



洋式トイレ

基本整備項目実施の場合に限り、追加整備項目も補助対象となります。

「追加整備項目」

・温水洗浄便座の設置	・ハンドドライヤーの設置	・洗面器の設置・交換・自動水栓化
・化粧鏡の設置・交換	・小便器の設置、交換（旧式→新式）	
・室内外照明LED化	・室内冷暖房の設置	・内壁、外壁の改修（躯体工事は除く）
・窓の交換	・入口ドアの設置・交換	・ピクトサインの設置や英語表記 等

補助対象範囲

訪日外国人旅行者が自由に利用できる公衆トイレ

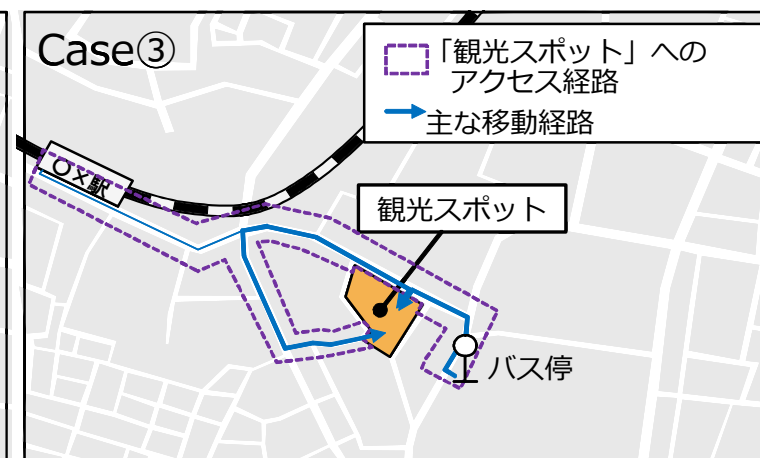
訪日外国人の訪れる観光スポット※内（Case①）、駐車場等を含む観光スポット周囲（Case②）、ゲートウェイとなる最寄駅・バスターミナル・港湾ターミナル等から観光スポットまでの経路上（Case③）にある公衆トイレを対象とする。なお、公衆トイレとは無料で自由に利用できるものに限定する。



対象外施設



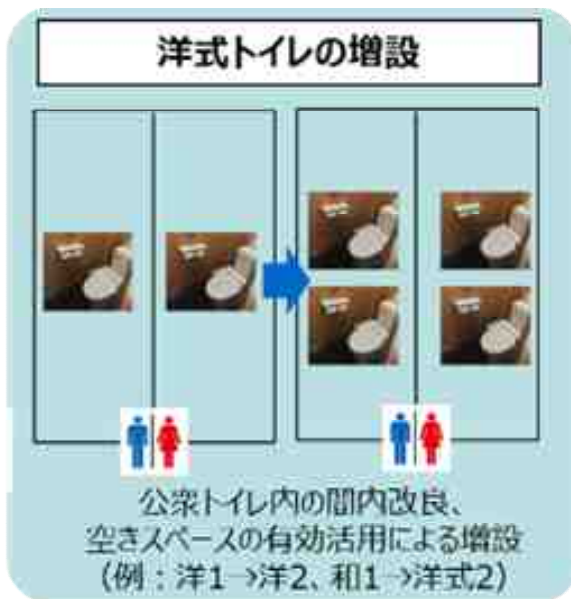
外国人の利用が全く想定されない地域住民の利用が主たる公園や通年で入場料を収受する公共施設、鉄道駅の改札内のように、利用者のみしか入場できない箇所にある公衆トイレは除きます。



※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。

補助対象経費

基本整備項目



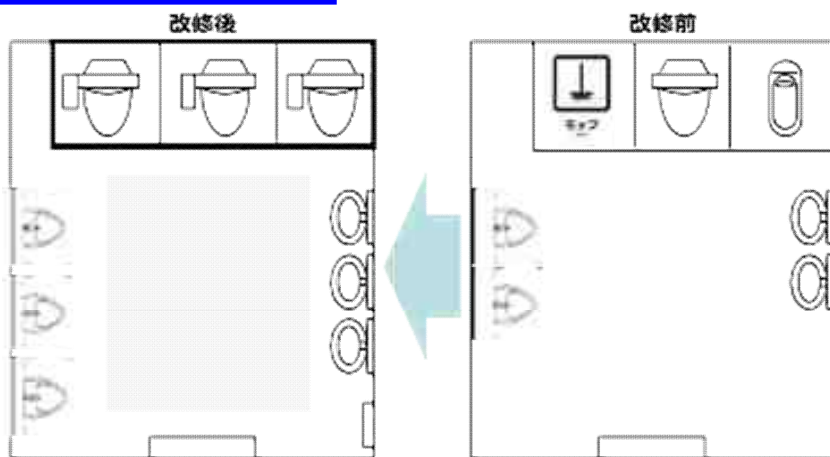
※補助対象経費の対象範囲工事

- 設計費及び工事管理費
- 撤去工事
(既存便器、給排水管、個室建具等の撤去・運搬及びその産廃処分費用、工事で発生した粉塵や養生物の処分費用)
- 補修工事
(養生、タイルの貼替)
- 衛生設備工事
(洋式便器の設置、給排水管の接続)
- 内装工事
(手すり、紙巻器等)
- 建具工事
(個室建具の設置)

※電源コンセントは基本的に既存活用とするが、温水洗浄便座設置に伴い個室へ新設する場合は可

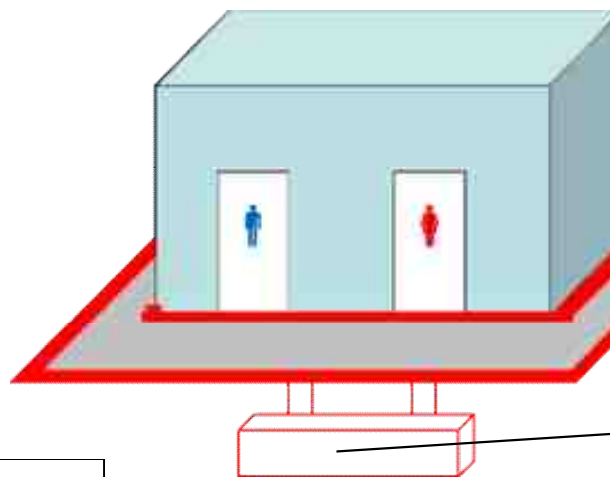
※既存配管の老朽化による腐食が激しい場合は個室へ引き込む配管の交換は可

追加整備項目



追加支援項目

- 温水洗浄便座の設置
 - 化粧鏡の設置・交換
 - 室内外照明のLED化
 - 窓の交換
 - ハンドドライヤーの設置
 - 小便器の設置・交換 (旧式→新式)
 - 室内冷暖房の設置
 - 入口ドアの設置・交換
 - 洗面器の設置・交換・自動水栓化
 - 内壁・外壁の改修 (躯体工事は除く)
 - ピクトサインの設置や英語表記
- 等



追加支援項目対象外

- 新築
- 公衆トイレ周囲の改修
- 周囲の舗装
- アプローチのバリアフリー化
- 観光案内看板の設置・交換
- 浄化槽等の改修
- 躯体の改築
- 躯体の建替え・増改築
- 多目的トイレ自体の設置

改修イメージ

＜奈良市柳生の里観光駐車場＞

【改修前】床面積：25.80㎡

男性：小便器3、大便器（和式）2

女性：大便器（和式）2



【改修工事費】約1,200万円

【改修後】床面積：23.74㎡

男性：小便器3、大便器（洋式）1

女性：大便器（洋式）2

多目的：大便器1、おむつ替えシート、お子様用椅子（多目的トイレの設置自体は対象外）

